

# 社債発行届出目論見書

平成 21 年 2 月



この届出目論見書により行う社債15,000百万円（見込額）の募集（一般募集）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成21年2月4日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格、利率および申込証拠金等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

# 社債発行届出目論見書

発行価格 未定

阪神高速道路株式会社

大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号

## 目次

頁

### 表紙

第一部 【証券情報】 .....	1
第1 【募集要項】 .....	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】 .....	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】 .....	5
3 【新規発行による手取金の使途】 .....	5
第2 【売出要項】 .....	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	6
第二部 【公開買付けに関する情報】 .....	7
第1 【公開買付けの概要】 .....	7
第2 【統合財務情報】 .....	7
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】 .....	7
第三部 【追完情報】 .....	8
第四部 【組込情報】 .....	9
有価証券報告書（第3期） .....	10
第一部 【企業情報】 .....	11
第1 【企業の概況】 .....	11
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	11
2 【沿革】 .....	13
3 【事業の内容】 .....	14
4 【関係会社の状況】 .....	18
5 【従業員の状況】 .....	19
第2 【事業の状況】 .....	20
1 【業績等の概要】 .....	20
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	23
3 【対処すべき課題】 .....	23
4 【事業等のリスク】 .....	24
5 【経営上の重要な契約等】 .....	30
6 【研究開発活動】 .....	31
7 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	32
第3 【設備の状況】 .....	35
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	35
2 【道路資産】 .....	37
第4 【提出会社の状況】 .....	41
1 【株式等の状況】 .....	41
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	44
3 【配当政策】 .....	44
4 【株価の推移】 .....	44
5 【役員の状況】 .....	45
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 .....	47

第5 【経理の状況】 .....	51
1 【連結財務諸表等】 .....	52
(1) 【連結財務諸表】 .....	52
(2) 【その他】 .....	85
2 【財務諸表等】 .....	86
(1) 【財務諸表】 .....	86
(2) 【主な資産及び負債の内容】 .....	116
(3) 【その他】 .....	120
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	121
第7 【提出会社の参考情報】 .....	122
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	122
2 【その他の参考情報】 .....	122
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	123
第1 【保証会社情報】 .....	123
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	124
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 .....	124
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 .....	124
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 .....	125
第3 【指標等の情報】 .....	126
[監査報告書]	
有価証券報告書の訂正報告書（第3期） .....	131
半期報告書（第4期中） .....	134
第一部 【企業情報】 .....	135
第1 【企業の概況】 .....	135
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	135
2 【事業の内容】 .....	136
3 【関係会社の状況】 .....	137
4 【従業員の状況】 .....	137
第2 【事業の状況】 .....	139
1 【業績等の概要】 .....	139
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	140
3 【対処すべき課題】 .....	140
4 【経営上の重要な契約等】 .....	141
5 【研究開発活動】 .....	141
第3 【設備の状況】 .....	142
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	142
2 【道路資産】 .....	143
第4 【提出会社の状況】 .....	145
1 【株式等の状況】 .....	145
2 【株価の推移】 .....	146
3 【役員の状況】 .....	146
第5 【経理の状況】 .....	147
1 【中間連結財務諸表等】 .....	148
(1) 【中間連結財務諸表】 .....	148
(2) 【その他】 .....	184

2 【中間財務諸表等】 .....	185
(1) 【中間財務諸表】 .....	185
(2) 【その他】 .....	205
第6 【提出会社の参考情報】 .....	206
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	207
第1 【保証会社情報】 .....	207
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	208
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 .....	208
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 .....	209
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 .....	209
第3 【指數等の情報】 .....	210
[中間監査報告書]	
半期報告書の訂正報告書（第4期中） .....	215
第五部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	221
第1 【保証会社情報】 .....	221
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	221
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 .....	221
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 .....	221
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 .....	221
第3 【指數等の情報】 .....	223
第六部 【特別情報】 .....	224
第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 .....	224

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年2月4日
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 15,000百万円 (注) 一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	阪神高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金15,000百万円（有価証券届出書提出日現在の見込額である。）
発行価格（円）	未定 (各社債の金額100円につき金99円00銭～100円を仮条件とする。 (注) 15)
利率（%）	未定 (第257回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.30%を加えた率～同利回りに0.50%を加えた率を仮条件とする。 (注) 15)
利払日	毎年2月28日及び8月28日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成21年8月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各28日にその日までの前半箇年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 (4) 偿還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（(注)「14. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成25年12月20日
償還の方法	1. 債還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成25年12月20日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3. 債還元金の支払場所 別記（(注)「14. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定 (申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。) 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	平成21年2月20日 (注) 16
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成21年2月26日 (注) 16
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)（以下「高速道路会社法」という。）第8条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし
取得格付	1. 取得格付 AAA (トリプルA) (取得予定) 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 (平成21年2月13日から平成21年2月20日までの間に取得する予定である。)

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理者

株式会社みずほコーポレート銀行

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畠的債務引受け

- (1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」という。）第15条第1項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けこととされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第1項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け（以下「本件債務引受け」という。）が行われた後は、機構は、当社と連帶して本社債に係る債務を負担するものとする。
- (2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うものとする。
- (3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本（注）6に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。
- (4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第2項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者（ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下「機構債券」という。）の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- (5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第3項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。
- (6) 本件債務引受け後、本（注）4本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本（注）6において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。
- (7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。
- (8) 上記(2)、(3)及び(6)、本（注）5並びに本（注）10の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

#### 4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 機構が、機構債券、道路債券、首都高速道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券（以上を総称して、以下「機構債券等」という。）又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- (6) 当社が解散（合併の場合を除く。）の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかつたとき。
- (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

#### 5. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務（機構が債務引受けを行つた借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

#### 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

#### 7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本（注）6に定める方法による。

## 8. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
- (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

## 9. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

## 10. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
- (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

## 11. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

## 12. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

## 13. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

## 14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 15. 発行価格及び利率については、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成21年2月13日から平成21年2月20日までの間に決定する予定であります。

## 16. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることができます。

当該需要状況の把握期間は最長で平成21年2月4日から平成21年2月20日までを予定しておりますが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成21年2月13日から平成21年2月20日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成21年2月19日から平成21年2月26日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年2月13日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成21年2月19日」となることがありますのでご注意ください。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	9,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金22.5銭とする。
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,000	
計	—	15,000	—

(注) 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、平成21年2月13日から平成21年2月20日までの間に買取引受契約を調印する予定であります。

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に150万円を支払うこととしている。

(注) 社債管理者及び委託の条件については、上記の通り内定しておりますが、平成21年2月13日から平成21年2月20日までの間に社債管理委託契約を調印する予定であります。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
15,000	36	14,964

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額14,964百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定であります。

かかる新設、改築、修繕又は災害復旧の計画の内容については、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第3期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 2 道路資産（3）道路資産の建設、除却等の計画」をご参照ください。

なお、有価証券届出書提出日（平成21年2月4日）現在において、第3期連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路（注1）の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日に機構との間で締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては重畠的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により重畠的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畠的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債にかかる債務を引き受けた場合には、機構法第15条第2項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者（ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本社債にかかる債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。協定の詳細については、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第3期）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

## **第二部【公開買付けに関する情報】**

### **第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

### **第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

### **第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

### 第三部【追完情報】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第3期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、有価証券届出書提出日（平成21年2月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」について、当該有価証券報告書の提出日以後、有価証券届出書提出日までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりです。変更箇所は下線で示しております。

当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、当該事項は有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更ではなく、以下の記載に含まれる事項については有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

#### 「対処すべき課題」

(5)持続的発展に向けた効率的な経営

(変更前)

(前略)

上記中期経営計画の取り組みとして、平成19年度は、平成20年度の距離料金制導入に向けての各種取り組みを進めるとともに、事業の確実な実施、快適道路の整備等に努めています。

(後略)

(変更後)

(前略)

上記中期経営計画の取り組みとして、平成19年度は、平成20年度の距離料金制導入に向けての各種取り組みを進めるとともに、事業の確実な実施、快適道路の整備等に努めています。

なお、当社グループでは、今年度中の距離料金制導入に向けて取り組みを進めてまいりましたが、政府から発表された「安心実現のための緊急総合対策」の中で導入時期の延期が示されました。今後、時宜を得た距離料金制の導入について、関係機関と十分に協議しながら検討してまいります。

交通量の減少に伴う収入減に対しては、調達・契約手法の見直しや工事発注規模の合理化等によるコスト縮減、利便性向上や企画割引等の利用促進へのより一層の取り組みに努めてまいります。

(後略)

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第3期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月27日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第3期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成21年1月30日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第4期中)	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	平成20年12月26日 近畿財務局長に提出
半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第4期中)	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	平成21年1月30日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年6月27日
【事業年度】	第3期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益（百万円）	105,147	188,553	213,578
経常利益（百万円）	4,685	2,234	3,894
当期純利益（百万円）	1,194	1,702	2,934
純資産額（百万円）	21,194	22,897	25,831
総資産額（百万円）	173,132	232,225	256,539
1株当たり純資産額（円）	1,059.73	1,144.87	1,291.58
1株当たり当期純利益金額（円）	59.73	85.14	146.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	12.2	9.9	10.1
自己資本利益率（%）	5.8	7.7	12.0
株価収益率（倍）	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△4,273	△41,460	△17,366
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△3,810	△4,389	△5,035
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	15,823	44,689	23,050
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	35,135	33,973	34,622
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	845 [110]	849 [256]	1,122 [356]

(注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 純資産額の算定にあたり、第2期連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

6. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益（百万円）	105,020	187,718	212,012
経常利益（百万円）	4,655	1,466	3,233
当期純利益（百万円）	1,179	1,251	2,503
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	21,179	22,431	24,934
総資産額（百万円）	172,572	230,644	254,257
1株当たり純資産額（円）	1,058.98	1,121.55	1,246.74
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)（円）	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額（円）	58.98	62.57	125.19
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	12.3	9.7	9.8
自己資本利益率（%）	5.7	5.7	10.6
株価収益率（倍）	—	—	—
配当性向（%）	—	—	—
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	818 [109]	781 [110]	771 [171]

- (注) 1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 純資産額の算定にあたり、第2期事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

## 2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス㈱が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を締結
平成19年4月	高速道路における交通管理業務を総括的に実施させるため、㈱阪神パトロールを株式取得により連結子会社化し、阪神高速パトロール㈱に商号変更
平成19年4月	阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業等に関する事業を譲受け
平成19年11月	「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」を一部変更（都市計画の変更に伴う大阪府道高速大和川線（大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで）の他の道路との接続位置及び接続の方法の変更）
平成19年12月	高速道路における料金収受業務を総括的に実施させるため、阪神高速トール大阪㈱（連結子会社）及び阪神高速トール神戸㈱（連結子会社）を設立

### 3 【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社12社及び関連会社1社（平成20年3月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の事業の3部門に關係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

#### (1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路（注1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より收受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
保全点検・維持修繕業務	(連結子会社) 阪神高速技術㈱
料金収受業務	(連結子会社) 阪神高速トール大阪㈱、阪神高速トール神戸㈱ (非連結子会社・持分法非適用会社) ㈱高速道路開発、㈱サナワイン、㈱コーベックス、㈱エイチエイチエス、 ㈱ペイフレンド
交通管理業務	(連結子会社) 阪神高速パトロール㈱
その他業務（注2）	(連結子会社) 阪神高速サービス㈱ (持分法非適用関連会社) ㈱ハイウェイ技研

(注) 1. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する道路であつて、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2. 高速道路の設計、測量及び施工管理業務等であります。
3. 平成20年4月1日に㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス及び㈱ペイフレンドは阪神高速トール大阪㈱へ、また、㈱サナワイン及び㈱コーベックスは阪神高速トール神戸㈱へ、高速道路の料金収受業務について事業を譲渡し、当社からの委託関係は解消されております。なお、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱は、平成20年4月1日より事業を開始しております。
4. ㈱ペイフレンドは、平成20年6月10日開催の同社の臨時株主総会において、同社の解散を決議し、有価証券報告書提出日現在、清算手続き中であります。

#### (2) 受託事業

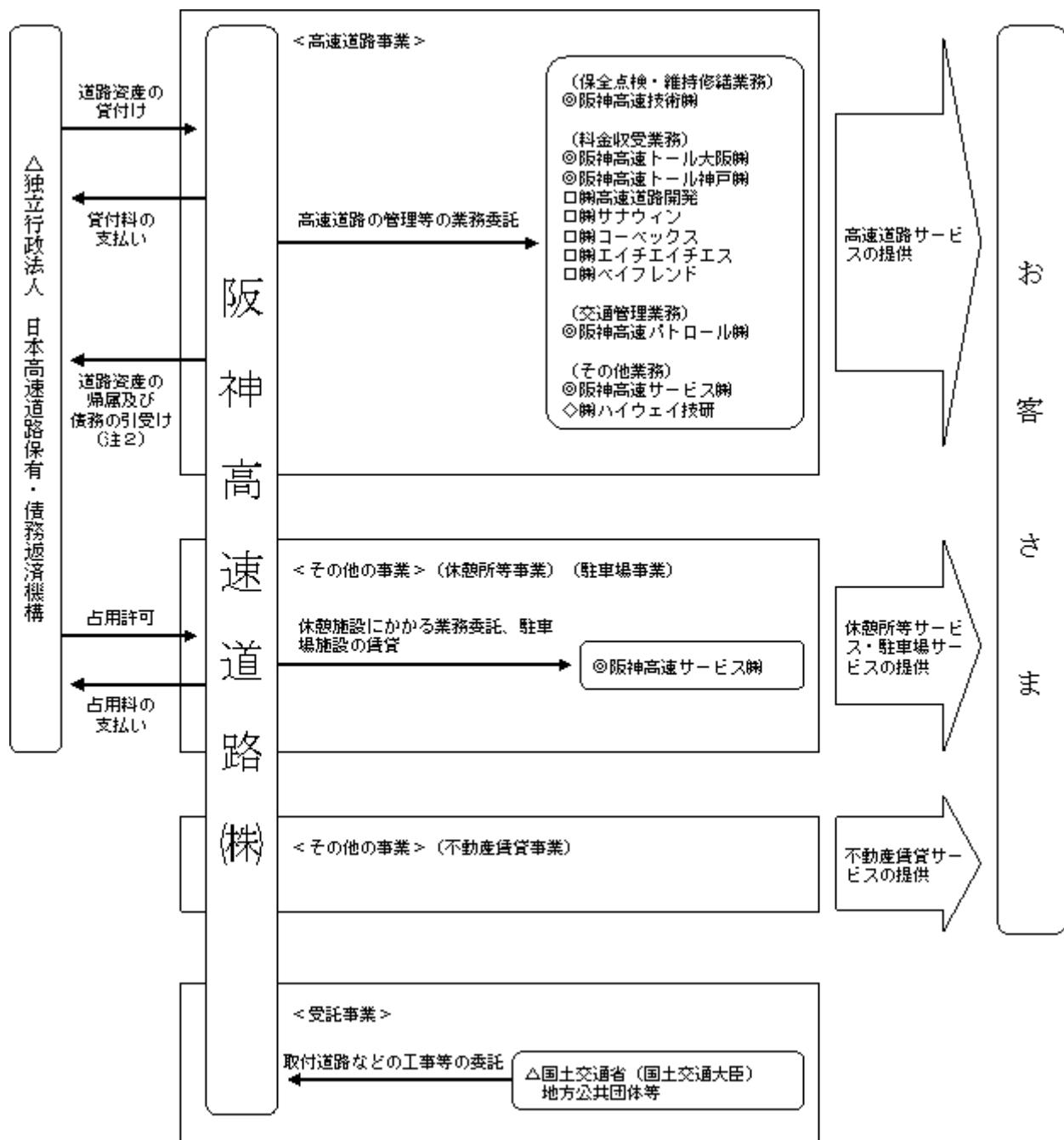
受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っており、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適當と認められた取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

### (3) その他の事業

その他の事業には、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業が含まれます。

休憩所等事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「P A」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている 6箇所において、当社がレストラン等運営事業者に営業を委託し、連結子会社である阪神高速サービス㈱に休憩施設にかかる巡回等の業務を委託することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が連結子会社である阪神高速サービス㈱に駐車場施設を賃貸し、同社が管理運営を行っております。さらに、不動産賃貸事業については、当社がその所有する土地につき時間貸駐車場事業者への賃貸等を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



1. ①は連結子会社、□は非連結子会社（持分法非適用会社）、△は持分法非適用関連会社、△は関連当事者を示しております。
2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



(注) 合併施行とは、府・県・市などの道路管理者と会社が協同で事業を実施する仕組みであります。道路管理者による街路事業が概成した後に有料道路事業を導入することにより、地方負担の軽減が図られるとともに、ネットワーク全体を会社が一元的に管理することが可能になります。当社では平成18年度から新たに認められた制度です。

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス(株)	大阪市 西区	40	高速道路 事業 その他の 事業	100.0	休憩施設にかかる業務等を委託するとともに、駐車場施設（大阪・兵庫計226箇所）を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員2名 当社従業員1名
阪神高速技術(株)	大阪市 中央区	20	高速道路 事業	100.0	阪神高速道路の保全点検・維持修繕業務全般を委託しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速パトロール (株)	大阪市 西区	10	高速道路 事業	100.0	阪神高速道路の交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール大阪 (株)	大阪市 西区	50	高速道路 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール神戸 (株)	神戸市 中央区	50	高速道路 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 連結子会社のうち、特定子会社に該当するものはありません。

3. 阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)は、平成20年4月1日より事業を開始しております。

##### (2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	956 [310]
受託事業	
その他の事業	27 [5]
全社（共通）	139 [41]
計	1,122 [356]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。  
 2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。  
 3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ273名増加しておりますが、これは阪神高速パトロール㈱が新たに連結子会社となったこと等によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
771 [171]	41.7	16.6	8,424,559

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。  
 2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、上期は前連結会計年度に引き続き堅調に推移しましたが、下期は原油価格の高騰に加えサブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速等の不安定要因もあり、景気は底堅く推移しつつも、企業の景況感は悪化しつつあります。関西経済についても、企業の設備投資に積極姿勢がみられるものの、上記不安定要因による先行き不透明感が強まっています。

このような経営環境のもと、民営化本格スタートの2年目となる当連結会計年度において、当社グループでは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じた「お客さま満足」の実現のため、「中期経営計画」（平成18年度から平成22年度）に基づく、着実な事業の展開に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は前年同期比13.3%増の213,578百万円、営業利益は前年同期比66.7%増の3,564百万円、経常利益は前年同期比74.2%増の3,894百万円、当期純利益は前年同期比72.3%増の2,934百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの概要は次のとおりであります。

#### (高速道路事業)

高速道路事業につきましては、安全・安心・快適なネットワークを通じた「お客さま満足」の実現に向け、平成19年4月に策定した「交通安全対策アクションプログラム」の着実な実行により交通事故削減に取り組むとともに、「15号堺線・17号西大阪線終日全面通行止（大規模補修）工事」や長大橋の耐震補強工事等を実施したほか、平成19年4月に導入した不正通行監視システムを活用し、不正通行対策に取り組んでおります。さらに、距離料金制への円滑な移行に向けたETC普及促進策も引き続き実施しました。

高速道路の建設に関しましては、関西都市圏の高速道路ネットワークの整備に向け、平成20年1月には、京都で初めての都市高速道路となる京都市道高速道路2号線の一部（京都市伏見区竹田向代町川町から京都市伏見区向島大黒までの5.5km）を開通させるなど、建設中の5路線等の整備促進に努めました。

交通需要については、関西経済の動向等を反映して、当連結会計年度における阪神高速道路の平均通行台数は、一日あたり約90万台（前年同期比1.4%減）となりました。料金収入は、前年同時期に比べ大型車の通行台数は増加（前年同期比2.3%増）したものの、普通車の通行台数が減少（前年同期比1.5%減）したため、前年同期比0.5%減の178,356百万円となりました。

また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前年同期比563.4%増の23,647百万円となりました。

一方、営業費用については、協定に基づく機構への賃借料や管理費用等の支出が発生しました。この結果、高速道路事業の営業収益は前年同期比11.4%増の208,202百万円、営業利益は前年同期比76.3%増の3,165百万円となりました。

#### (受託事業)

受託事業につきましては、京都市道高速道路1号線及び同2号線のランプ新設事業（京都市施行部分）に関する工事をはじめとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等を実施したことなどにより、営業収益は、前年同期比1,247.9%増の3,882百万円となりました。営業費用については、間接費の受託事業への配賦額が多額となったこと等により前年同期比1,119.7%増の4,046百万円となり、営業損失は前年同期比274.2%増の163百万円となりました。

#### (その他の事業)

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業を展開しました。

休憩施設でのサービス向上、駐車場施設の新規開設、不動産の貸付など增收に取り組むとともに、コスト縮減に努めました。その結果、その他の事業の営業収益は前年同期比6.3%減の1,493百万円となったものの、営業利益は前年同期比45.4%増の562百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益4,576百万円に加えて減価償却費5,196百万円、減損損失1,132百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加19,093百万円、仕入債務の減少2,453百万円、売上債権の増加4,349百万円、利息の支払額1,453百万円及び法人税等の支払額784百万円があったことにより、17,366百万円（前年同期比24,094百万円の減少）の資金流出となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主としてE T C装置（車線制御装置、精算処理装置等）への設備投資等による固定資産の取得による支出5,800百万円があったものの、残地等の売却による固定資産の売却による収入572百万円があったことにより、5,035百万円（前年同期比645百万円の増加）の資金流出となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、金融機関等からの長期借入による収入29,400百万円及び道路建設関係社債発行による収入20,415百万円の資金調達を実施した一方で、長期借入金の返済による支出26,730百万円などがあったことにより、23,050百万円（前年同期比21,638百万円の減少）の資金流入となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に連結損益計算書に計上される営業収益（道路資産完成高）は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に基づき機構に債務引受けされることにより回収されることになります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営状態に即した適正な表示とするため、連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益（道路資産完成高）は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、34,622百万円（前年同期比648百万円の増加）となりました。

## (参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	金額（百万円）	
I 営業収益		
1. 料金収入	178,356	
2. 道路資産完成高	23,647	
3. その他の売上高	5,179	207,184
II 営業外収益		
1. 受取利息	13	
2. 有価証券利息	60	
3. 受取配当金	69	
4. 土地物件貸付料	46	
5. 原因者負担金収入	13	
6. 雑収入	62	266
III 特別利益		
1. 固定資産売却益	89	
2. 回数通行券払戻引当金戻入益	1,696	1,785
高速道路事業営業収益等合計		209,236

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3 【対処すべき課題】

当社グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、民営化の三つの使命である①債務の確実な返済、②必要な道路を少ない国民負担で建設、③弾力的な料金設定や多様なサービスの提供に努めます。

また、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「中期経営計画」の中間に当たる平成20年度には、計画達成に向けたこれまでの取り組み状況を再点検し、更なる取り組みの強化・重点化を進めるなど、グループ一体となり全力を挙げて計画の確実な達成を目指します。

さらに、平成19年度においては交通量が減少傾向にあり、平成20年度の交通量も厳しい状況が見込まれることから、これまで取り組んできている渋滞対策、交通安全対策、情報提供の機能強化等を引き続き実施し、渋滞緩和やお客様の利便性向上を図ることにより利用促進に努めます。

### (1) 関西都市圏の高速道路ネットワークの整備

関西のくらしや経済の発展に寄与する道路ネットワークを着実に整備します。

### (2) お客様の期待に応える高速道路の管理運営

渋滞対策、交通安全対策や計画的な維持管理などに努め、業務の効率化を図るとともに安全、安心、快適なネットワークを提供します。

### (3) その他の事業展開

人・まち・道路から生まれる様々なニーズに応えるサービスの提供を目指して新規事業の取り組みを推進します。

### (4) 企業市民としての社会的使命等

企業市民としての社会的責任を果たすとともに、幅広く社会貢献活動を実施していきます。また、様々な媒体を活用して地域の皆さまとの幅広いコミュニケーション活動を推進するとともに、環境への取り組みをなお一層努めてまいります。

### (5) 持続的発展に向けた効率的な経営

事業の継続性を確保するため、平成20年3月に策定した「阪神高速道路株式会社事業継続計画（B C P）」を中心として当社グループ全体の防災危機管理体制の強化に取り組みます。

上記中期経営計画の取り組みとして、平成19年度は、平成20年度の距離料金制導入に向けての各種取り組みを進めるとともに、事業の確実な実施、快適道路の整備等に努めています。また、平成20年1月19日に京都市道高速道路2号線の一部（京都市伏見区竹田向代町川町から京都市伏見区向島大黒まで）5.5kmが開通したことに加えて、平成20年6月1日には京都市道高速道路1号線の一部（京都市山科区西野山桜ノ馬場町から京都市伏見区深草中川原町まで）2.7kmも開通し、京都南部地域の渋滞解消等に期待が寄せられています。今後は、阪神高速道路の増客・増収に向けての検討、無駄のない経営をするためグループ経営体制の構築を図りつつ、役員及び社員一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持って行動することが企業活動の基本であるとの認識のもと、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1. 民営化について

#### (1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

#### (2) 高速道路株式会社法

##### ① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定されております。

##### ② 概要

###### (ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

###### a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

###### c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

###### d 事業計画（第10条）

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

###### e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすると共に、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、首都高速道路株式会社、及び本州四国連絡高速道路株式会社にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していかなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されています。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止（第21条）

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 車両の通行方法の定め（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されています。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けこととなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与える事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなつたと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

#### (1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定しております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められています。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかつた場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかつた場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 5. 他の連帶債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帶債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帶債務関係が生じることとなります。これらの連帶債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借り入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなつた場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、休憩所等事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 10. コンピューターシステム

当社グループは、E T C 及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、回数通行券は、偽造券流通の社会問題化により平成17年8月1日をもってその利用が終了しており、当社グループでは、販売済み回数通行券の払戻しのため回数通行券払戻引当金を計上しておりますが、当社の想定している金額を超えた払戻し額となった場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規程に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けこととなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに 対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなつたと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、① あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、② 計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、京都市道高速道路1号線及び京都市道高速道路2号線の残工事の工程の精査を行い、平成19年8月23日付で「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、京都市道高速道路1号線（京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町から京都府京都市伏見区深草中川原町まで）に関する工事の完成予定期日を平成20年5月31日から平成23年3月31日に変更しております。また、京都市道高速道路2号線（京都府京都市伏見区竹田向代町川町から京都府京都市伏見区向島大黒まで）に関する工事の完成予定期日を平成20年1月31日から平成20年7月31日に変更しております。なお、当該路線の供用に係る本線工事は、当初通りの完成予定期日としております。

また、当社及び機構は、平成19年8月の大坂府道高速大和川線の都市計画変更に伴い、平成19年11月30日付で「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、大阪府道高速大和川線（大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで）の「他の道路との接続位置及び接続の方法」において、鉄砲西出入路（仮称）を追加、鉄砲出入路（仮称）を鉄砲東出入路（仮称）に名称変更及び遠里小野出入路（仮称）を削除しております。

### (2) 事業譲受けに関する確認書

阪神高速サービス株式会社は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同社団法人が収益事業として実施していた全事業（スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等）の譲受けのための事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施しました。なお、資産及び負債の価額について、事業譲受日現在の価額にて平成19年6月29日付で別途確認書を締結しております。

かかる当該事業譲受けに関する確認書の概要は以下のとおりであります。

譲渡価額	—		
承継資産合計	600百万円	承継負債合計	286百万円

(注) 本事業譲渡は無償で実施しました。

### (3) 株式譲渡契約

当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡契約を平成19年4月1日付で締結し、同日、同社の全発行済株式を取得しました。

株式譲渡の概要は次のとおりであります。

#### ① 株式取得の目的

阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図りました。

#### ② 株式取得の相手会社の名称

㈱エイチエイチエス

㈱コーベックス

#### ③ 株式を取得した会社の名称、事業内容、規模

名称 : ㈱阪神パトロール

事業内容：交通管理業務（道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務）

規模 : 資本金 10百万円

#### ④ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得した株式の数：200株

内訳：㈱エイチエイチエス 120株

        ㈱コーベックス 80株

取得価額：37百万円

内訳：㈱エイチエイチエス 22.2百万円

        ㈱コーベックス 14.8百万円

譲渡後の持分比率：100%

#### ⑤ その他

㈱阪神パトロールは、平成19年4月1日付で、商号を阪神高速パトロール㈱に変更しております。

### (4) 事業譲受けに関する契約

阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、平成19年12月10日に当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が設立されたことに伴い、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱は、高速道路の料金収受業務について、平成20年2月27日付にて以下のとおり事業譲渡契約を締結し、当該譲受けを平成20年4月1日に実施しております。

#### 1. 阪神高速トール大阪㈱

① 譲受会社：阪神高速トール大阪㈱

② 相手会社：㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ

③ 譲り受けた事業の内容：高速道路の料金収受業務

④ 取得原価及び譲り受けた資産・負債の額：取得原価 現金53百万円

(承継資産合計 53百万円)

(承継負債合計 一百万円)

⑤ 譲受け時期：平成20年4月1日

#### 2. 阪神高速トール神戸㈱

① 譲受会社：阪神高速トール神戸㈱

② 相手会社：㈱コーベックス及び㈱サナワイン

③ 譲り受けた事業の内容：高速道路の料金収受業務

④ 取得原価及び譲り受けた資産・負債の額：取得原価 現金21百万円

(承継資産合計 21百万円)

(承継負債合計 一百万円)

⑤ 譲受け時期：平成20年4月1日

## 6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しております、あるいはリスクを含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

既述の通り、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畠的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなります、当該債務は、当社と機構との間の連帶債務とされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帶債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要があります、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得にかかる費用その他の付帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものと計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けこととなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理しております。

② 回数通行券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ マイレージ割引引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で前年同期比13.3%増の213,578百万円となりました。高速道路事業については、関西経済の動向等を反映して通行台数が減少し、料金収入は178,356百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高23,647百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は208,202百万円となり、受託事業については京都市道高速道路1号線及び同2号線のランプ新設事業（京都市施行部分）にかかる事業等により3,882百万円、その他の事業については1,493百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で前年同期比12.7%増の210,013百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い139,999百万円、道路資産完成原価23,647百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費32,248百万円等による高速道路事業営業費用205,037百万円、受託事業における完成引渡しした高速道路の完成工事原価3,952百万円等による受託事業営業費4,046百万円、その他の事業の営業費用930百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、前年同期比66.7%増の3,564百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、寄付金収入203百万円等による578百万円であります。

また、当連結会計年度の営業外費用は、長期借入金の支払利息178百万円等による248百万円であります。

これらの営業外損益を加味した結果、当連結会計年度における経常利益は、前年同期比74.2%増の3,894百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、残地売却等による固定資産売却益280百万円、回数通行券払戻引当金の見直しによる取崩益1,696百万円の計上により2,060百万円、特別損失は休憩所施設等の減損損失1,132百万円等により、1,378百万円となりました。

これらの特別損益が計上された結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前年同期比80.2%増の4,576百万円となりました。

⑤ 当期純利益

法人税等1,642百万円を控除した当期純利益は、前年同期比72.3%増の2,934百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要

(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投

資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます

（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額7,539百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額6,706百万円の設備投資を行いました。

その他の事業については、当連結会計年度においては主に駐車場外溝の増設等に総額303百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度においては主に会計ソフトウェアの構築等に総額529百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において減損損失1,132百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) ※5 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成20年3月31日

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業 員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千m <sup>2</sup> )	ソフト ウェア	その他	合計	
中島集約料金所他 136箇所 (大阪市西淀川区他)	高速道路事業	料金徵收 施設等	14,334	22,362	— (—)	393	84	37,173	—
朝潮橋P A他 3箇所 (大阪市港区他)	その他の事業	休憩施設	3	—	0 (0) [1]	—	0	3	—
信濃橋第1駐車場他 226箇所 (大阪市西区他)	その他の事業	有料駐車場	285	15	— (—) [285]	—	32	333	—
塚本1丁目他 (大阪市淀川区他)	その他の事業	賃貸用 敷地等	10	—	1,276 (10)	—	—	1,287	—
本社他2事業所及び社 宅等 (大阪市中央区他)	全社	本社、管理 部庁舎及び 社宅等	2,839	6	3,892 (66) [0]	2,496	97	9,331	771 <171>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は393百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[ ] で外書きしております。
3. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は133百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[ ] で外書きしております。
4. 有料駐車場については、226箇所を当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱へ賃貸しております。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記の他、主なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は、18百万円であります。
7. 臨時従業員数は、<>で外書きしております。
8. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成20年3月31日

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業 員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千m <sup>2</sup> )	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービ ス㈱	本店・神戸支 店（大阪市西 区・神戸市中 央区）	高速道路 事業 その他の 事業	賃貸用建物 等	121	—	— (—) [7]	28	8	158	37 <36>
阪神高速技術㈱	本社（大阪市 中央区）	高速道路 事業	什器等	98	0	— (—)	102	45	247	108 <121>
阪神高速パトロ ール㈱	本社（大阪市 西区）	高速道路 事業	本社内装工 事等	4	0	— (—)	0	0	5	204 <28>
阪神高速トール 大阪㈱	本社（大阪市 西区）	高速道路 事業	本社内装工 事等	12	—	— (—)	—	12	24	1 <0>
阪神高速トール 神戸㈱	本社（神戸市 中央区）	高速道路 事業	本社内装工 事等	4	—	— (—)	—	—	4	1 <0>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は2百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[ ] で外書きしております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 臨時従業員数は、<>で外書きしております。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設及び改修計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 鴨川東料金所 他	京都市伏見区 他	高速道路事業	料金徴収施設 等	14,915	—	借入金及び自 己資金	平成20年4月	平成21年3月
当社 京橋P A 他	神戸市中央区 他	その他の事業	休憩施設等	381	—	自己資金	平成20年4月	平成21年3月

## 2 【道路資産】

### (1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額43,277百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けこととなった道路資産は、総額23,647百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 (百万円)（注2）
大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定	修繕	平成19年6月	172
		平成20年3月	2,677
京都市道高速道路1号線 等に関する協定	京都市伏見区竹田向代町川町～同 市同区向島大黒（新設）	平成20年1月	20,797
合計		—	23,647

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成20年3月31日

区分		年間賃借料（百万円）（注）
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線
		大阪府道高速大阪守口線
		大阪府道高速大阪東大阪線
		大阪府道高速大阪松原線
		大阪府道高速大阪堺線
		大阪府道高速大阪西宮線
		大阪府道高速湾岸線
		大阪市道高速道路森小路線
		大阪市道高速道路西大阪線
		大阪市道高速道路淀川左岸線
		兵庫県道高速大阪池田線
		兵庫県道高速神戸西宮線
		兵庫県道高速湾岸線
		神戸市道高速道路2号線
		兵庫県道高速北神戸線
		神戸市道高速道路北神戸線
		神戸市道高速道路湾岸線
	京都圏	京都市道高速道路2号線
合計		139,999

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. また、これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、地域路線網（京都圏）の年間賃借料が、「京都市道高速道路1号線等に関する協定」の規定により、当該地域路線網における当連結会計年度の料金収入の金額に応じて19百万円減算されております。
3. 当連結会計年度末までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
4. 賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属とともに当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町～大阪府松原市三宅西7丁目)	239,391	31,055 [—]	平成11年10月	平成27年3月
大阪府道高速大和川線 (大阪府松原市三宅西7丁目～同市三宅中8丁目)	1,655	7 [—]	平成24年4月	平成25年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区島屋2丁目～同市同区高見1丁目)	138,102	24,851 [—]	昭和63年2月	平成25年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見1丁目～同市北区豊崎6丁目)	8,541	37 [—]	昭和63年2月	平成33年3月
神戸市道高速道路2号線 (神戸市長田区南駒栄町～同市同区蓮池町)	65,155	34,588 [—]	平成3年12月	平成23年3月
京都市道高速道路1号線 (京都市山科区西野山桜ノ馬場町～同市伏見区深草中川原町)	33,718	25,747 [—]	平成7年3月	平成23年3月
京都市道高速道路1号線 京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区深草中川原町～同市同区竹田向代町川町)	5,142	462 [—]	平成12年1月	平成23年3月
京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区竹田向代町川町～同市同区向島大黒)	24,022	21,722 [20,797]	平成12年1月	平成20年7月
大阪府道高速大阪守口線 (改築：守口ジャンクション 大阪府守口市大日町付近)	9,268	72 [—]	平成19年4月	平成26年3月
大阪府道高速大阪松原線 (改築：松原ジャンクション) (改良：大阪府松原市大堀付近)	9,136	9 [—]	平成19年4月	平成27年3月
大阪地区 (改築：防災安全対策等)	31,778	10,593 [—]	平成18年4月	平成24年3月
兵庫地区 (改築：防災安全対策等)	15,477	4,751 [—]	平成18年4月	平成24年3月

(注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当社設立（平成17年10月1日）以降においては、着手以前に生じた一般管理費相当額が含まれております。  
なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を〔 〕で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の4連結会計年度において28,145百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で3,034百万円と見込んでおります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	20,000,000	20,000,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成17年10月1日	20,000,000	20,000,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	—	—	—	—	—	—	7	—
所有株式数 (単元)	199,995	—	—	—	—	—	—	199,995	500
所有株式数の 割合（%）	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,999,500	199,995	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては将来の機構への賃借料の支払いリスクに対応するために、高速道路事業以外の事業につきましては、新規事業への投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

## 4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	—	田中 実	昭和15年11月1日生	昭和38年4月 松下電器産業（株）入社 平成11年6月 同社専務取締役同社東京代表 平成14年6月 官公庁・法人、パナソニックセンター、リサイクル事業推進担当 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社顧問 平成17年10月 当社代表取締役会長（現在）	(注3)	—
代表取締役 社長	—	木下 博夫	昭和18年1月5日生	昭和42年4月 建設省（現国土交通省）入省 平成12年6月 国土事務次官 平成13年1月 国土交通省顧問 平成13年12月 阪神高速道路公団副理事長 平成16年7月 同公団理事長 平成17年10月 当社代表取締役社長（現在）	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (総務人事部担当)	伊丹 二郎	昭和19年1月10日生	昭和42年4月 阪神高速道路公団入社 平成11年5月 同公団人事部長 平成13年6月 （財）阪神高速道路管理技術センター常務理事 平成14年6月 （社）阪神有料道路サービス協会常務理事 平成15年6月 （財）阪神高速道路協会専務理事 平成17年10月 当社常務取締役（現在） 平成18年6月 阪神高速サービス（株）取締役（現在） 平成19年4月 阪神高速パトロール（株）取締役（現在） 平成19年12月 阪神高速トール大阪（株）取締役（現在） 平成19年12月 阪神高速トール神戸（株）取締役（現在）	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (建設事業部、技術部担当)	南部 隆秋	昭和23年10月23日生	昭和49年4月 建設省（現国土交通省）入省 平成13年7月 国土交通省道路局国道課長 平成15年1月 同省四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年9月 国土交通省大臣官房付 平成17年10月 当社常務取締役（現在）	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (経営企画部、関連事業室、E T C活用事業推進室担当)	幸 和範	昭和22年11月15日生	昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成13年5月 同公団計画部次長 平成15年5月 同公団工務部長 平成16年6月 同公団審議役 平成17年10月 当社執行役員 平成18年6月 阪神高速サービス（株）取締役（現在） 平成18年6月 阪神高速技術（株）取締役（現在） 平成18年6月 当社常務取締役（現在）	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (計画部、環境・景観室担当)	丸岡 耕平	昭和24年3月8日生	昭和46年4月 大阪府入庁 平成14年4月 同府交通道路室長 平成15年4月 同府土木部技監 平成17年4月 同府土木部長 平成18年4月 同府都市整備部長 平成19年4月 大阪府道路公社理事長 平成19年7月 当社常務取締役（現在）	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	一	福田 博	昭和24年9月14日生	昭和49年4月 警察庁入庁 平成11年7月 同庁情報通信局情報通信企画課長 平成12年8月 岡山県警察本部長 平成14年8月 公安調査庁調査第一部長 平成16年8月 警察庁中国管区警察局長 平成17年10月 当社監査役（現在）	(注4)	一
監査役 (非常勤)	一	千畠 一郎	大正15年8月6日生	昭和23年4月 田辺製薬（株）入社 平成元年6月 同社代表取締役社長 平成9年6月 同社代表取締役会長 平成11年6月 同社相談役・名誉会長 平成12年12月 ホソカワミクロン（株）取締役（現在） 平成15年4月 阪神高速道路公団顧問（非常勤） 平成17年10月 当社監査役（現在）	(注4)	一
監査役 (非常勤)	一	長田 昇	昭和22年3月20日生	昭和44年4月 大阪市入庁 平成8年4月 同市建設局副理事（大阪市都市整備協会出向） 平成10年4月 同市計画調整局地域計画担当部長 平成13年4月 同市建設局街路部長 平成15年4月 同市建設局理事（大阪市道路公社派遣） 平成17年4月 同市ゆとりとみどり振興局緑化総括技監 平成19年3月 同市退職 平成19年7月 当社監査役（現在） 平成19年7月 （財）阪神高速道路管理技術センター理事（現在）	(注5)	一

(注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 上記4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

執行役員 浅野 博司 経理部、監査室担当

執行役員 中林 正司 営業部、保全交通部担当

執行役員 山崎 昌二 情報システム部担当

3. 平成20年6月26日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成19年7月1日の就任時から退任した監査役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した監査役の任期は、平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成20年7月1日付で次の役職の異動を予定しております。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名
常務取締役	執行役員 (経営企画部、事業開発室、E T C活用事業推進室担当)	常務取締役	執行役員 (経営企画部、関連事業室、E T C活用事業推進室担当)	幸 和範
常務取締役	執行役員 (計画部担当)	常務取締役	執行役員 (計画部、環境・景観室担当)	丸岡 耕平

新職名	旧職名	氏名
執行役員 (情報システム部、環境景観室担当)	執行役員 (情報システム部担当)	山崎 昌二

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### ① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するものほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する7名の執行役員（うち4名は取締役が兼務）を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、経営責任者会議は、原則として毎月2回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議は、原則として毎週1回開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に務めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

#### ② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」を定め、この体制に掲げる内部統制システムを整備し、運用しております。

##### (a) コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス社内推進委員会の設置、社員相談・通報体制の整備を行うとともに、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針を定めるなど、コンプライアンスに関する推進体制を整備し、社内のコンプライアンスの推進を図ることとしております。

また、この体制には会社と資本関係のある子会社の参画を求め、子会社を含めたグループとして一体的なコンプライアンス推進を図ることとしております。

##### (b) 個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制を整備し、個人情報の保護を図ることとしております。

##### (c) 公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会の設置、公正入札調査委員会の設置など入札の公正性を保つための体制を整備し、公正な入札の実施運用を図ることとしております。

##### (d) 内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室の設置を始めとする内部監査に関する体制を整備し、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図ることとしております。

##### (e) 文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書（取締役の職務の執行に係る文書を含む。）の作成、保存等の管理に関する体制を整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティマネジメント体制（文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。）を確立し、適切な情報の保存、管理等の推進を図ることとしております。

##### (f) リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を整備しております。

また、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備し、マニュアル等による着実な運用を図るとともに、企業信頼と体質の一層の強化のため事業継続計画（B C P）の策定を図ることとしております。

(g) 取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理していくこととしております。

また、平成18年4月に公表した中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、これを評価する仕組みを構築することにより、着実で効率的な業務推進を図ることとしております。

(h) 子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等の管理体制を整備し、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図ることとしております。

(i) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室を設置し、専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させております。

監査役会は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れができるものとしております。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとしております。

(j) 監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保していくこととしております。

また、監査役会からの協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」についての取締役会決定に基づき、重大な事項の報告、文書回付等の体制を整備し、監査役へ適時適切な情報提供を実施していくこととしております。

さらに、代表取締役と監査役会は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めることとしております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、5名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長まで報告されます。

監査役は、監査役会において定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役スタッフについては、業務執行部門との兼務を行わないこととともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めております。また、取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を隨時に報告することとしております。

#### (4) 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 阿部 修二	新日本監査法人
指定社員 林 由佳	新日本監査法人
指定社員 坂井 俊介	新日本監査法人

(注) 1. 繼続監査年数については、全員 7 年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士 9 名及び会計士補等 7 名で構成されております。

- (5) 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について  
当社の社外監査役 3 名と当社とは、特段の利害関係はありません。

#### (3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

	年間報酬総額（千円）	
取締役（7名）	123,575	
監査役（4名）	30,263	
（うち社外監査役（4名））	(30,263)	
会計監査人	公認会計士法第2条第1項に規定する業務 に基づく報酬	40,300
	上記以外の業務に基づく報酬	—

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。
3. 当事業年度末日の人員は、取締役 6 名、監査役 3 名であり、支給人員との相違は当事業年度中における取締役 1 名及び監査役 1 名の退任によるものであります。
4. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額10百万円を含めております。
5. 上記のほか、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 1名 2百万円

#### (4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整っております。

事業遂行上の各種リスクについて、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい重要なリスクのマネジメントについては、重要経営課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、当社を取り巻く各種リスクについて体系的に評価し、その上で経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するため、リスク対策状況についてモニタリングを行う「リスクマネジメント体制」を構築するとともに、リスクに対する社員の啓発・教育活動を実施しています。

#### (5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループ会社の経営管理に関する社内規則を制定し、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

#### (6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

#### (7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

#### (8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

- ① 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。
- ② 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにすることを目的とするものであります。

#### (9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### (10) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されておりません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に準拠し、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

## 1 【連結財務諸表等】

### (1) 【連結財務諸表】

#### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		33,973		13,422	
2. 未収入金		15,764		19,363	
3. 未収法人税等		348		—	
4. 未収消費税等		1,130		—	
5. 有価証券		—		21,200	
6. 仕掛道路資産		119,225		138,270	
7. その他たな卸資産		100		149	
8. 受託業務前払金		11,607		12,909	
9. 繰延税金資産		64		196	
10. その他		403		501	
貸倒引当金		△34		△17	
流動資産合計		182,585	78.6	205,996	80.3
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物及び構築物		19,888		21,059	
減価償却累計額		△1,799	18,089	△3,344	17,715
(2) 機械装置及び運搬具		24,304		28,955	
減価償却累計額		△3,525	20,778	△6,571	22,383
(3) 土地			5,634		5,169
(4) 建設仮勘定			1,025		1,312
(5) その他		454		533	
減価償却累計額		△170	283	△253	280
有形固定資産合計		45,811	19.7	46,861	18.3
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		3,401		3,021	
(2) その他		50		47	
無形固定資産合計		3,452	1.5	3,069	1.2

		前連結会計年度 (平成19年3月31日)			当連結会計年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※1		4			4	
(2) 繰延税金資産			46			121	
(3) その他			337			543	
貸倒引当金			△10			△55	
投資その他の資産合計			376	0.2		613	0.2
固定資産合計			49,640	21.4		50,543	19.7
資産合計	※2		232,225	100.0		256,539	100.0

		前連結会計年度 (平成19年3月31日)			当連結会計年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 未払金		30,774			29,574		
2. 1年以内返済予定長期借入金		4,618			8,721		
3. 未払法人税等		341			1,457		
4. 未払消費税等		96			185		
5. 受託業務前受金		11,915			13,009		
6. 前受金		3,051			1,549		
7. 賞与引当金		911			980		
8. 回数通行券払戻引当金		3,326			1,556		
9. ハイウェイカード損失補填引当金		1			—		
10. その他	※4	713			989		
流動負債合計		55,750	24.0		58,023	22.6	
II 固定負債							
1. 道路建設関係社債	※2	23,792			44,220		
2. 道路建設関係長期借入金		102,783			103,961		
3. 長期借入金		7,833			5,222		
4. 繰延税金負債		81			108		
5. 退職給付引当金		17,508			17,465		
6. 役員退職慰労引当金		22			42		
7. マイレージ割引引当金		574			719		
8. その他		980			945		
固定負債合計		153,577	66.1		172,684	67.3	
負債合計		209,328	90.1		230,708	89.9	
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		10,000	4.3		10,000	3.9	
2. 資本剰余金		10,000	4.3		10,000	3.9	
3. 利益剰余金		2,897	1.3		5,831	2.3	
株主資本合計		22,897	9.9		25,831	10.1	
純資産合計		22,897	9.9		25,831	10.1	
負債純資産合計		232,225	100.0		256,539	100.0	

## ②【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）
I 営業収益			188,553	100.0		213,578	100.0
II 営業費用							
1. 道路資産賃借料		140,688			139,999		
2. 高速道路等事業管理費 及び売上原価		40,161			64,446		
3. 販売費及び一般管理費	※1	5,565	186,414	98.9	5,568	210,013	98.3
営業利益			2,138	1.1		3,564	1.7
III 営業外収益							
1. 受取利息		72			77		
2. 解約違約金収入		91			—		
3. 土地物件貸付料		46			47		
4. 寄付金収入		—			203		
5. 原因者負担収入		17			13		
6. 負ののれん償却		—			93		
7. その他		90		0.2	143	578	0.2
IV 営業外費用							
1. 支払利息		167			178		
2. ハイウェイカード払戻 損失		28			6		
3. その他		26	222	0.1	63	248	0.1
経常利益			2,234	1.2		3,894	1.8
V 特別利益							
1. 固定資産売却益	※2	717			280		
2. 回数通行券払戻引当金 戻入益		388			1,696		
3. 貸倒引当金戻入益		—			1		
4. 免税事業者消費税等		—	1,105	0.6	81	2,060	0.9

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）
VI 特別損失	※3 ※4 ※5	30			17		
1. 固定資産売却損		230			146		
2. 固定資産除却費		14			1,132		
3. 減損損失		—			80		
4. 仕掛道路資産修正損		240			—		
5. 臨時償却費		181			—		
6. 早期退職加算金		5			—		
7. 過年度役員退職慰労引当金繰入額		96	800	0.4	—	1,378	0.6
8. 過年度消費税等			2,539	1.4		4,576	2.1
税金等調整前当期純利益		825			1,768		
法人税、住民税及び事業税		10	836	0.5	△126	1,642	0.7
法人税等調整額			1,702	0.9		2,934	1.4
当期純利益							

## ③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	1,194	21,194
連結会計年度中の変動額				
当期純利益	—	—	1,702	1,702
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	1,702	1,702
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	2,897	22,897

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	2,897	22,897
連結会計年度中の変動額				
当期純利益	—	—	2,934	2,934
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	2,934	2,934
平成20年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	5,831	25,831

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		2,539	4,576
減損損失		14	1,132
臨時償却費		240	—
減価償却費		4,632	5,196
負ののれん償却		—	△93
貸倒引当金の増減額		△2	26
退職給付引当金の増減額		△477	△93
役員退職慰労引当金の増減額		22	15
賞与引当金の増減額		20	1
回数通行券払戻引当金の増減額		△541	△1,770
ハイウェイカード損失補填引当金の増減額		△4	△1
マイレージ割引引当金の増減額		286	144
受取利息		△72	△77
受取配当金		—	0
支払利息		167	178
固定資産売却損		30	17
固定資産売却益		△717	△280
固定資産除却費		292	146
売上債権の増減額		△7,918	△4,349
たな卸資産の増減額	※4	△47,436	△19,093
仕入債務の増減額		9,699	△2,453
未収消費税等の増減額		△616	1,204
その他		2,543	△68
小計		△37,296	△15,640
利息及び配当金の受取額		72	72
利息の支払額		△1,301	△1,453
法人税等の支払額		△2,934	△784
法人税等の還付額		—	439
営業活動によるキャッシュ・フロー		△41,460	△17,366

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出		△5,487	△5,800
固定資産の売却による収入		1,115	572
固定資産の撤去による支出		△14	—
投資有価証券の取得による支出		△4	—
定期預金の預入れによる支出		△100	—
定期預金の解約による収入		100	—
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2	—	41
事業の譲受による収入	※3	—	150
投資活動によるキャッシュ・フロー		△4,389	△5,035
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入による収入		29,900	29,400
長期借入金の返済による支出	※4	△2,649	△26,730
道路建設関係社債の発行による収入		17,438	20,415
その他		—	△34
財務活動によるキャッシュ・フロー		44,689	23,050
IV 現金及び現金同等物の増減額		△1,161	648
V 現金及び現金同等物の期首残高		35,135	33,973
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※1	33,973	34,622

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 5社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ なお、阪神高速パトロール㈱については、平成19年4月1日付で株式の100%を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱については、平成19年12月10日に株式の100%を出資して設立したため、同日より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同左</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名)</p> <p>非連結子会社 (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス 関連会社 (株)グローウェイ (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名)</p> <p>非連結子会社 (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス 関連会社 (株)ハイウェイ技研 (持分法を適用しない理由) 同左</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	4. 会計処理基準に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産	有価証券
仕掛道路資産	その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。
個別法による原価法を採用しています。  なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。  また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設額に算入しております。	たな卸資産
その他たな卸資産	仕掛道路資產
主として個別法による原価法を採用しております。	同左
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	その他たな卸資産
① 有形固定資産	同左
当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。  なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
建物及び構築物 5～60年 機械設備及び運搬具 5～17年 その他 5～10年	① 有形固定資産
また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。	同左
	(会計方針の変更)
	法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
	これによる損益に与える影響は軽微であります。
② 無形固定資産	② 無形固定資産
定額法を採用しております。  なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	同左
(3) 重要な繰延資産の処理方法	(3) 重要な繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。	道路建設関係社債発行費 同左

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数通行券払戻引当金</p> <p>回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>④ ハイウェイカード損失補填引当金</p> <p>ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>⑤ 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>⑥ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当社グループにおいて、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当連結会計年度より、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の発生額の内0百万円を高速道路等事業管理費及び売上原価に、5百万円を仕掛道路資産に、11百万円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、営業利益及び経常利益は12百万円、税金等調整前当期純利益は17百万円減少しております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>③ 回数通行券払戻引当金</p> <p>同左</p> <p>④</p> <p>⑤ 退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>⑥ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>⑦ マイレージ割引引当金 E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項            ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。            ② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>	<p>⑦ マイレージ割引引当金 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項            ① 消費税等の会計処理 同左            ② 収益及び費用の計上基準 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。	5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。	6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)          当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。          なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,897百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)          当連結会計年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。          これによる損益に与える影響はありません。          なお、道路建設関係社債発行差金107百万円は、当連結会計年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等)          当連結会計年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号）を適用しております。          これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>	

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表)          譲渡性預金は、当連結会計年度より改正後の「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 改正平成19年7月4日）及び「金融商品会計に関するQ&amp;A」（会計制度委員会 改正平成19年11月6日）に基づき、当連結貸借対照表において「有価証券」として表示しております。なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の譲渡性預金は、それぞれ一百万円、21,200百万円であります。</p>

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券（株式） 4百万円	※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券（株式） 4百万円
※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債23,792百万円（額面23,900百万円）の一般担保に供しております。	※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債44,220百万円（額面44,400百万円）の一般担保に供しております。
3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券 (国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,029,100百万円	3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券 (国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 750,600百万円
(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 15,673百万円 なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,649百万円減少しております。	(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,281百万円 なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が3,687百万円減少しております。
※4	※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高234百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 821百万円	給与手当 899百万円
修繕費 209百万円	修繕費 149百万円
調査費 352百万円	調査費 223百万円
減価償却費 454百万円	減価償却費 504百万円
利用促進費 1,044百万円	利用促進費 916百万円
賞与引当金繰入額 112百万円	賞与引当金繰入額 112百万円
退職給付費用 499百万円	退職給付費用 148百万円
役員退職慰労引当金繰入額 11百万円	役員退職慰労引当金繰入額 13百万円
マイレージ割引引当金繰入額 1,048百万円	マイレージ割引引当金繰入額 1,387百万円
貸倒引当金繰入額 0百万円	
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 土地 717百万円	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 0百万円 土地 280百万円 計 280百万円
※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 30百万円 土地 0百万円 計 30百万円	※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 17百万円 計 17百万円
※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 72百万円 機械装置及び運搬具 100百万円 その他 57百万円 計 230百万円	※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 49百万円 機械装置及び運搬具 97百万円 その他 0百万円 計 146百万円
※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。	※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。
用途 種類 場所 計上額	用途 種類 場所 計上額
遊休不動産 土地 兵庫県川西市ほか 14百万円	休憩所施設 建物及び構築物 大阪府泉大津市ほか 968百万円 土地 6百万円 その他(工具器具備品) 13百万円 (小計) 988百万円
	遊休不動産 土地 大阪市阿倍野区ほか 144百万円
	(合計) 1,132百万円

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p><b>(資産のグルーピング)</b>            資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</li> <li>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</li> <li>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</li> </ul> <p><b>(減損損失を認識するに至った経緯)</b>            将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p><b>(回収可能価額の算定方法)</b>            正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額に基づいて評価しております。</p>	<p><b>(資産のグルーピング)</b>            同左</p> <p><b>休憩所施設</b>  <b>(減損損失を認識するに至った経緯)</b>            休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p><b>(回収可能価額の算定方法)</b>            使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値はゼロと評価しております。</p> <p><b>遊休不動産</b>  <b>(減損損失を認識するに至った経緯)</b>            将來の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p><b>(回収可能価額の算定方法)</b>            正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成19年3月31日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">現金及び預金勘定</td> <td style="width: 90%;">33,973百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">33,973百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	33,973百万円	現金及び現金同等物	33,973百万円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">現金及び預金勘定</td> <td style="width: 90%;">13,422百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">21,200百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">34,622百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	13,422百万円	有価証券勘定	21,200百万円	現金及び現金同等物	34,622百万円								
現金及び預金勘定	33,973百万円																		
現金及び現金同等物	33,973百万円																		
現金及び預金勘定	13,422百万円																		
有価証券勘定	21,200百万円																		
現金及び現金同等物	34,622百万円																		
※2	※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳  阪神高速パトロール株式会社の株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりあります。																		
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">流動資産</td> <td style="width: 90%;">323百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">△171百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">△54百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">△93百万円</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">37百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">△78百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：阪神高速パトロール(株)</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">41百万円</td> </tr> <tr> <td>株式取得による収入</td> <td></td> </tr> </table>	流動資産	323百万円	固定資産	31百万円	流動負債	△171百万円	固定負債	△54百万円	負ののれん	△93百万円	株式の取得価額	37百万円	現金及び現金同等物	△78百万円	差引：阪神高速パトロール(株)	41百万円	株式取得による収入	
流動資産	323百万円																		
固定資産	31百万円																		
流動負債	△171百万円																		
固定負債	△54百万円																		
負ののれん	△93百万円																		
株式の取得価額	37百万円																		
現金及び現金同等物	△78百万円																		
差引：阪神高速パトロール(株)	41百万円																		
株式取得による収入																			
※3	※3 事業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳  当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)が社団法人阪神有料道路サービス協会からの事業譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりあります。																		
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">流動資産</td> <td style="width: 90%;">387百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">62百万円</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">450百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">600百万円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">600百万円</td> </tr> </table>	流動資産	387百万円	固定資産	62百万円	資産合計	450百万円	流動負債	600百万円	負債合計	600百万円								
流動資産	387百万円																		
固定資産	62百万円																		
資産合計	450百万円																		
流動負債	600百万円																		
負債合計	600百万円																		
※4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額	※4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額  営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△47,436百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額3,564百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△2,649百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額2,649百万円が含まれております。																		

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)							
(借主側)				(借主側)							
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引							
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)				
その他 (工具器具備品)	51	8	42	機械装置及び 運搬具	13	1	11				
ソフトウェア	22	2	19	その他 (工具器具備品)	79	29	49				
合計	73	11	62	ソフトウェア	22	8	14				
				合計	115	39	75				
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額							
1年以内		14百万円		1年以内		24百万円					
1年超		50百万円		1年超		57百万円					
合計		65百万円		合計		82百万円					
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額							
支払リース料		13百万円		支払リース料		29百万円					
減価償却費相当額		10百万円		減価償却費相当額		22百万円					
支払利息相当額		5百万円		支払利息相当額		9百万円					
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法							
減価償却費相当額の算定方法				同左							
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。											
利息相当額の算定方法											
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について利息法によっております。											
2 オペレーティング・リース取引				2 オペレーティング・リース取引							
道路資産の未経過リース料				道路資産の未経過リース料							
1年以内		147,020百万円		1年以内		147,575百万円					
1年超		8,959,438百万円		1年超		8,811,883百万円					
合計		9,106,458百万円		合計		8,959,458百万円					

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成20年3月31日）

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券 譲渡性預金	21,200
合計	21,200

2. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
その他有価証券 譲渡性預金	21,200	—	—	—
合計	21,200	—	—	—

(注) 譲渡性預金は、当連結会計年度より連結貸借対照表において「有価証券」として表示しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を、また連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度もしくは、適格退職年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度末 (平成19年3月31日) (百万円)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△24,864	△24,335
ロ. 年金資産	7,765	7,214
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△17,098	△17,121
ニ. 未認識数理計算上の差異	△410	△344
ホ. 未認識過去勤務債務	—	—
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額	△17,508	△17,465
ト. 前払年金費用	—	—
チ. 退職給付引当金（ハ+ニ+ホ）	△17,508	△17,465

(注) 連結子会社は退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用	1,396	1,008
ロ. 利息費用	494	495
ハ. 期待運用収益	△291	△310
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△46	△45
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—	—
ヘ. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）	1,553	1,147

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%	2.0%
ハ. 期待運用収益率	4.0%	4.0%
ニ. 数理計算上の差異の費用処理年数	10年  (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	10年  (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)
ホ. 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理	一括費用処理

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 7,115百万円	退職給付引当金 7,099百万円
回数通行券払戻引当金 1,351百万円	回数通行券払戻引当金 632百万円
賞与引当金 370百万円	賞与引当金 399百万円
未払事業税 42百万円	未払事業税 141百万円
マイレージ割引引当金 233百万円	マイレージ割引引当金 292百万円
未払工事費用 307百万円	未払工事費用 358百万円
その他 414百万円	固定資産減損損失 496百万円
繰延税金資産小計 9,835百万円	その他 366百万円
△9,719百万円	繰延税金資産小計 9,786百万円
繰延税金資産合計 116百万円	△9,446百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
固定資産圧縮特別勘定 △81百万円	固定資産圧縮特別勘定 △108百万円
その他 △5百万円	その他 △22百万円
繰延税金負債合計 △86百万円	繰延税金負債合計 △130百万円
繰延税金資産の純額 29百万円	繰延税金資産の純額 209百万円
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流动資産－繰延税金資産 64百万円	流动資産－繰延税金資産 196百万円
固定資産－繰延税金資産 46百万円	固定資産－繰延税金資産 121百万円
固定負債－繰延税金負債 △81百万円	固定負債－繰延税金負債 △108百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.64%	法定実効税率 40.64%
(調整)	(調整)
交際費等永久差異 0.54%	交際費等永久差異 1.75%
住民税均等割 0.76%	住民税均等割 0.52%
評価性引当額 3.39%	評価性引当額 △5.97%
過年度税効果認識 △12.14%	法人税特別控除等 △0.25%
法人税特別控除等 △0.45%	負ののれん償却額 △0.83%
その他 0.20%	その他 0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.94%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.88 %

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	186,850	288	1,414	188,553	—	188,553
(2) セグメント間の内部売上高	24	—	179	204	△204	—
計	186,875	288	1,594	188,757	△204	188,553
営業費用	185,080	331	1,207	186,619	△204	186,414
営業利益又は営業損失（△）	1,795	△43	386	2,138	—	2,138
II. 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	171,515	12,355	3,443	187,314	44,911	232,225
減価償却費	3,583	—	132	3,716	916	4,632
減損損失	—	—	—	—	14	14
資本的支出	5,155	—	62	5,218	471	5,689

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、44,911百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	208,202	3,882	1,493	213,578	—	213,578
(2) セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	208,202	3,882	1,493	213,578	—	213,578
営業費用	205,037	4,046	930	210,013	—	210,013
営業利益又は営業損失（△）	3,165	△163	562	3,564	—	3,564
II. 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	197,177	13,104	1,819	212,102	44,437	256,539
減価償却費	4,058	—	133	4,192	1,003	5,196
減損損失	—	—	988	988	144	1,132
資本的支出	6,706	—	303	7,009	529	7,539

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

## 2. 各事業区分の主要内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、44,437百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

## 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

## 【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲受を平成19年4月1日に実施いたしました。

1 企業結合の理由

当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的として実施したものであります。

2 相手企業等の名称、取得した事業の内容

名称 社団法人阪神有料道路サービス協会

事業内容 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等

3 企業結合日

平成19年4月1日

4 企業結合の法的形式

社団法人阪神有料道路サービス協会から当社連結子会社である阪神高速サービス㈱に対する事業譲渡

5 結合後企業の名称

阪神高速サービス㈱

6 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

7 取得した事業の取得原価及びその内訳

本事業譲受は無償で実施いたしました。

8 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳

資産の額 600百万円

(主な内訳)

流動資産 537百万円

現金及び預金 150百万円

未収金 384百万円

固定資産 62百万円

長期前払費用 27百万円

負債の額 286百万円

(主な内訳)

流動負債 286百万円

未払金 228百万円

上記、譲受資産及び引受負債の差額314百万円については、企業結合に係る特定勘定として流動負債「その他」に計上しております。

なお、当連結会計年度末における残高は234百万円であります。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路建設、改築事業等に関する分担金の支払い等	高速道路建設、改築に関する分担金支払い	165	-	-
								土地(残地)の売却 (注1)	62	未収入金	62
								受託事業による前受金の受入	8,356	受託業務前受金	8,356

(注) 1. 当該取引により、固定資産売却益25百万円が計上されております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,596,574	高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、承継債務等の返済等	なし	道路資産の賃借	道路資産賃借料の支払 (注1)	140,688	高速道路事業営業未払金	12,313	
							完成道路資産の引渡	3,564	高速道路事業営業未収入金		1,245
							道路建設関係債務の引渡 (注2)	2,649	-		
						債務保証 (注2、3) 借入金の連帯債務	債務保証 (注2、3)	1,044,773	-	-	
							当社借入金に対する被債務保証 (注4)	9,139	-		
							資金の借入	22,400	道路建設関係借入金の借入 (注5)	道路建設関係長期借入金	33,974

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帶して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。

4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。

5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。

6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路料金収入の減収補填金の受入	高速道路料金収入の減収補填金の受入	3,382	高速道路事業営業未収入金	3,382
							高速道路建設、改築事業等に関する分担金の支払い等	受託事業による前受金の受入	4,388	受託業務前受金	12,655
							受託事業収入(前受金の振替)	88			

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,728,074	高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、承継債務等の返済等	なし	道路資産の賃借	道路資産賃借料の支払(注1)	139,999	高速道路事業営業未払金	12,264	20
							完成道路資産の引渡	23,647	高速道路事業営業未収入金		650
							道路建設関係債務の引渡(注2)	25,425	—	—	—
						債務保証(注2、3)	768,881	—	—	—	—
							当社借入金に対する被債務保証(注4)	7,833	—	—	—
						借入金の連帯債務	資金の借入	21,900	道路建設関係借入金の借入(注5)	道路建設関係長期借入金	51,971

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帶して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

## (1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 株当たり純資産額 1,144.87円	1 株当たり純資産額 1,291.58円
1 株当たり当期純利益金額 85.14円	1 株当たり当期純利益金額 146.71円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益（百万円）	1,702	2,934
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,702	2,934
普通株式の期中平均株式数（千株）	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. (株)阪神パトロールに係る株式取得</p> <p>当社は、平成19年3月20日の取締役会において、当社の非連結子会社である(株)阪神パトロールの株式を取得することを決議し、平成19年4月1日付で同社株式を取得しました。</p> <p>(1) 株式取得の目的</p> <p>阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である(株)阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としております。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称</p> <p>(株)エイチエイチエス (株)コーベックス</p> <p>(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模</p> <p>名称 : (株)阪神パトロール 事業内容 : 交通管理業務（道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務） 規模 : 資本金 10百万円</p> <p>(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <p>取得する株式の数 : 200株 内訳 : (株)エイチエイチエス 120株 (株)コーベックス 80株 取得価額 : 37百万円 内訳 : (株)エイチエイチエス 22.2百万円 (株)コーベックス 14.8百万円 譲渡後の持分比率 : 100%</p>	1.

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(5) その他 <p>㈱阪神パトロールは、平成19年4月1日付で、商号を阪神高速パトロール㈱に変更しております。</p>	
2. 連結子会社の一部事業の譲受け <p>当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日付で実施しました。</p>	2.
(1) 事業の譲受けの目的 <p>当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的とする。</p>	
(2) 事業譲受元の名称、住所、代表者の氏名、正味財産及び事業収入 <p>名称 : 社団法人阪神有料道路サービス協会 住所 : 大阪市西区西本町1丁目3番15号 代表者の氏名 : 会長 小川 征史 正味財産 : 450百万円 事業収入 : 1,416百万円 (注) 正味財産及び事業収入については、同協会が実施している収益事業に係る金額（平成18年3月31日現在）を記載しております。</p>	
(3) 譲受け事業 <p>スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等</p>	
(4) 譲受け資産・負債の額 <p>資産 367百万円 負債 137百万円 (注) 資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。</p>	
(5) 譲受け時期 <p>平成19年4月1日</p>	
(6) その他 <p>本事業譲渡は無償で実施しました。</p>	

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
3.	<p>3. 企業結合</p> <p>(1) 阪神高速トール大阪㈱</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱は、㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから高速道路の料金収受業務について、平成20年2月27日付にて以下のとおり事業譲渡契約を締結し、当該譲受けを平成20年4月1日に実施しております。</p> <p>①企業結合の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">相手企業の名称</td><td>㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ</td></tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td><td>高速道路の料金収受業務</td></tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td><td>阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため</td></tr> <tr> <td>企業結合日</td><td>平成20年4月1日</td></tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td><td>㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡</td></tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td><td>阪神高速トール大阪㈱</td></tr> </table> <p>②取得した事業の取得原価及びその内訳</p> <p>現金 53百万円</p> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳</p> <p>資産の額 固定資産 53百万円</p>	相手企業の名称	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ	取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務	企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため	企業結合日	平成20年4月1日	企業結合の法的形式	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡	結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱
相手企業の名称	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ												
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務												
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため												
企業結合日	平成20年4月1日												
企業結合の法的形式	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡												
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱												

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
	<p>(2) 阪神高速トール神戸(株)</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速トール神戸(株)は、(株)コーベックス及び㈱サナウインから高速道路の料金収受業務について、平成20年2月27日付にて以下のとおり事業譲渡契約を締結し、当該譲受けを平成20年4月1日に実施しております。</p> <p>①企業結合の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">相手企業の名称</td><td>(株)コーベックス及び㈱サナウイン</td></tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td><td>高速道路の料金収受業務</td></tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td><td>阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため</td></tr> <tr> <td>企業結合日</td><td>平成20年4月1日</td></tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td><td>(株)コーベックス及び㈱サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲渡</td></tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td><td>阪神高速トール神戸(株)</td></tr> </table> <p>②取得した事業の取得原価及びその内訳</p> <p>現金 21百万円</p> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳</p> <p>資産の額</p> <p>固定資産 21百万円</p>	相手企業の名称	(株)コーベックス及び㈱サナウイン	取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務	企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため	企業結合日	平成20年4月1日	企業結合の法的形式	(株)コーベックス及び㈱サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲渡	結合後企業の名称	阪神高速トール神戸(株)
相手企業の名称	(株)コーベックス及び㈱サナウイン												
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務												
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため												
企業結合日	平成20年4月1日												
企業結合の法的形式	(株)コーベックス及び㈱サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲渡												
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸(株)												

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路株式会社	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第1回	平成18年 3月31日	6,297	6,302	1.60	有	平成28年 3月31日
阪神高速道路株式会社	第1回普通社債	平成19年 3月15日	4,997	4,997	1.44	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路株式会社	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第2回	平成19年 3月16日	12,497	12,504	1.70	有	平成29年 3月16日
阪神高速道路株式会社	第2回普通社債	平成20年 2月28日	—	9,999	1.15	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路株式会社	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第3回	平成20年 3月19日	—	10,416	1.40	有	平成30年 3月19日
合計	—	—	23,792	44,220	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	15,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	4,618	8,721	0.55	平成21年2月27日～ 平成21年3月31日
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	110,616	109,183	0.89	平成22年9月～ 平成27年3月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他の有利子負債 長期未払金	578	544	1.57	平成27年11月
合計	115,813	118,449	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 1年以内に返済予定の長期借入金のうち、6,110百万円は道路建設関係長期借入金であります。当該借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利息の借入金であります。
3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）のうち、103,961百万円は道路建設関係長期借入金であります。道路建設関係長期借入金のうち、45,861百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利息の借入金であります。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は21,522百万円であります。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ返済した無利息の借入金の合計額は3,903百万円であります。
6. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,611	56,044	6,363	15,271
長期未払金	68	68	68	68
合計	2,679	56,112	6,431	15,339

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		32,869		12,001	
2 高速道路事業営業未収入金		14,647		18,108	
3 未収入金	※3	1,059		1,159	
4 未収法人税等		348		—	
5 未収消費税等		1,130		—	
6 有価証券		—		21,200	
7 仕掛道路資産		119,225		138,270	
8 貯蔵品		100		132	
9 受託業務前払金		11,607		12,909	
10 前払費用		9		15	
11 その他		361		387	
貸倒引当金		△33		△16	
流動資産合計		181,327	78.6	204,166	80.3
II 固定資産					
A 高速道路事業固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		938		950	
減価償却累計額		△65	872	△107	842
(2) 構築物		14,327		15,298	
減価償却累計額		△1,348	12,979	△1,806	13,491
(3) 機械装置		23,771		28,419	
減価償却累計額		△3,344	20,426	△6,275	22,144
(4) 車両運搬具		491		502	
減価償却累計額		△174	317	△283	218
(5) 工器具備品		247		246	
減価償却累計額		△126	120	△162	84
(6) 建設仮勘定			1,025		1,249
有形固定資産合計		35,741	15.5	38,030	14.9

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比(%)	金額(百万円)		構成比(%)
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		277			393		
(2) その他		48			38		
無形固定資産合計		325	0.1		431	0.2	
高速道路事業固定資産合計		36,067	15.6		38,461	15.1	
B 関連事業固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		892			24		
減価償却累計額		△59	832		△2	21	
(2) 構築物		378			434		
減価償却累計額		△89	289		△156	278	
(3) 機械装置		27			19		
減価償却累計額		△2	24		△4	15	
(4) 工具器具備品		73			62		
減価償却累計額		△23	49		△30	32	
(5) 土地			1,528			1,276	
(6) 建設仮勘定			—			2	
有形固定資産合計		2,724	1.2		1,626	0.6	
関連事業固定資産合計		2,724	1.2		1,626	0.6	
C 各事業共用固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		3,092			3,161		
減価償却累計額		△219	2,872		△365	2,795	
(2) 構築物		54			56		
減価償却累計額		△7	46		△12	43	
(3) 車両運搬具		10			11		
減価償却累計額		△2	7		△5	6	
(4) 工具器具備品		105			122		
減価償却累計額		△17	88		△24	97	
(5) 土地			2,996			2,995	
(6) 建設仮勘定			—			60	
有形固定資産合計		6,011	2.6		5,999	2.4	

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
2 無形固定資産			3,031		2,496		
(1) ソフトウェア			0		6		
(2) その他			3,031	1.3	2,502	1.0	
無形固定資産合計							
各事業共用固定資産合計			9,043	3.9	8,502	3.4	
D その他の固定資産							
1 有形固定資産			1,109		896		
(1) 土地			1,109	0.5	896	0.4	
有形固定資産合計							
その他の固定資産合計			1,109	0.5	896	0.4	
E 投資その他の資産							
1 関係会社株式			80		217		
2 破産更生債権等			—		9		
3 長期前払費用			60		169		
4 その他			242		261		
貸倒引当金			△10		△55		
投資その他の資産合計			372	0.2	602	0.2	
固定資産合計			49,317	21.4	50,090	19.7	
資産合計	※1		230,644	100.0	254,257	100.0	

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比(%)	金額(百万円)		構成比(%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 高速道路事業営業未払金	※3	28,723			28,512		
2 1年以内返済予定長期借入金		4,618			8,721		
3 未払金	※3	1,968			1,190		
4 未払費用		529			560		
5 未払法人税等		—			1,129		
6 未払消費税等		—			138		
7 受託業務前受金		11,915			13,009		
8 前受金		2,963			1,470		
9 預り金		90			62		
10 賞与引当金		848			793		
11 回数通行券払戻引当金		3,326			1,556		
12 ハイウェイカード損失補填引当金		1			—		
13 その他		62			62		
流動負債合計		55,048	23.9		57,206	22.5	
II 固定負債							
1 道路建設関係社債	※1	23,792			44,220		
2 道路建設関係長期借入金		102,783			103,961		
3 その他の長期借入金		7,833			5,222		
4 繰延税金負債		81			108		
5 受入保証金		92			92		
6 退職給付引当金		17,411			17,222		
7 役員退職慰労引当金		16			24		
8 マイレージ割引引当金		574			719		
9 その他		578			544		
固定負債合計		153,165	66.4		172,115	67.7	
負債合計		208,213	90.3		229,322	90.2	

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金			10,000	4.3		10,000	3.9
2 資本剰余金		10,000			10,000		
(1) 資本準備金							
資本剰余金合計		10,000		4.3		10,000	3.9
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
固定資産圧縮特別勘定積立金		119			158		
高速道路事業別途積立金		1,176			1,921		
関連事業別途積立金		3			3		
繰越利益剰余金		1,132			2,851		
利益剰余金合計			2,431	1.1		4,934	2.0
純資産合計			22,431	9.7		24,934	9.8
負債純資産合計			230,644	100.0		254,257	100.0

## ②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		百分比（%） (注1)	金額（百万円）		百分比（%） (注2)
I 高速道路事業営業損益	※1						
1 営業収益		179,217		99.4	178,356		
(1) 料金収入		3,564			23,647		
(2) 道路資産完成高		3,787	186,570		5,179	207,184	97.7
(3) その他の売上高							
2 営業費用		140,688		98.8	139,999		
(1) 道路資産賃借料		3,564			23,647		
(2) 道路資産完成原価		41,173	185,427		40,714	204,361	96.4
高速道路事業営業利益			1,143	0.6		2,822	1.3
II 関連事業営業損益	※1						
1 営業収益		288			3,882		
(1) 受託業務収入		656			671		
(2) 駐車場事業収入		138			138		
(3) 休憩所等事業収入		64	1,148	0.6	136	4,828	2.3
(4) その他営業事業収入							
2 営業費用		331			4,045		
(1) 受託業務事業費		255			282		
(2) 駐車場事業費		195			207		
(3) 休憩所等事業費		151	933	0.5	117	4,653	2.2
関連事業営業利益			214	0.1		175	0.1
全事業営業利益			1,357	0.7		2,997	1.4
III 営業外収益	※1						
1 受取利息		72			13		
2 有価証券利息		—			62		
3 受取配当金		—			76		
4 解約違約金収入		91			—		
5 土地物件貸付料		46			47		
6 寄付金収入		—			203		
7 原因者負担収入		17			13		
8 雜収入		86	315	0.2	66	482	0.2

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		百分比（%） (注1)	金額（百万円）		百分比（%） (注2)
IV 営業外費用							
1 支払利息		156			178		
2 ハイウェイカード払戻損失		28			6		
3 雜損失		20	206	0.1	62	247	0.1
経常利益			1,466	0.8		3,233	1.5
V 特別利益							
1 固定資産売却益	※2	717			280		
2 回数通行券払戻引当金戻入益		388	1,105	0.5	1,696	1,977	0.9
VI 特別損失							
1 固定資産売却損	※3	30			17		
2 固定資産除却費	※4	229			146		
3 減損損失	※5	14			1,132		
4 臨時償却費		240			—		
5 仕掛道路資産修正損		—			80		
6 早期退職加算金		181			—		
7 過年度役員退職慰労引当金繰入額		5			—		
8 過年度消費税等		96	799	0.4	—	1,377	0.6
税引前当期純利益			1,772	0.9		3,832	1.8
法人税、住民税及び事業税		439			1,302		
法人税等調整額		81	520	0.2	26	1,329	0.6
当期純利益			1,251	0.7		2,503	1.2

(注) 1. 百分比は全事業営業収益（187,718百万円）を100とする比率であります。

2. 百分比は全事業営業収益（212,012百万円）を100とする比率であります。

## 営業費用明細書

## (1) 事業別科目別内訳書

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分		金額（百万円）		金額（百万円）	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料		140,688		139,999	
2 道路資産完成原価		3,564		23,647	
3 管理費用					
(1) 維持修繕費	13,579		13,680		
(2) 管理業務費	24,626		24,265		
(3) 一般管理費	2,967		2,768		
計		41,173		40,714	
高速道路事業営業費用合計		185,427			204,361
II 関連事業営業費用					
1 受託業務事業費					
(1) 受託事業費	295		3,952		
(2) 一般管理費	36		93		
計		331		4,045	
2 駐車場事業費					
(1) 管理業務費	240		261		
(2) 一般管理費	14		21		
計		255		282	
3 休憩所等事業費					
(1) 管理業務費	173		181		
(2) 一般管理費	21		25		
計		195		207	
4 その他営業事業費					
(1) 管理業務費	110		86		
(2) 一般管理費	41		30		
計		151		117	
関連事業営業費用合計		933			4,653
全事業営業費用合計		186,360			209,014

## (2) 科目明細書

## 高速道路事業に係る原価明細書

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）			金額（百万円）		
I 営業費用							
1. 道路資産賃借料			140,688				139,999
2. 道路資産完成原価							
建設費							
労務費	207				1,430		
外注費	3,183				20,372		
経費	37				356		
金利等	13				751		
一般管理費人件費	55				347		
一般管理費経費	67	3,564	3,564		388	23,647	23,647
3. 管理費用							
(1) 維持修繕費					858		
人件費	998				12,822	13,680	
経費	12,581	13,579					
(2) 管理業務費					2,040		
人件費	2,151				22,225	24,265	
経費	22,475	24,626					
(3) 一般管理費					1,057		
人件費	1,395				1,710	2,768	40,714
経費	1,572	2,967	41,173				
II 営業外費用							
1. 支払利息			113			149	
2. ハイウェイカード払戻損失			28			6	
3. 雑損失			21	162		36	192
III 特別損失							
1. 固定資産売却損			0			17	
2. 固定資産除却費			228			143	
3. 減損損失			14			144	
4. 臨時償却費			240			—	
5. 仕掛け道路資産修正損			—			80	
6. 早期退職加算金			181			—	
7. 過年度役員退職慰労引当金繰入額			5			—	
8. 過年度消費税等			96	767		—	385
高速道路事業営業費用等合計			186,357				204,940

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）			金額（百万円）		
IV 法人税、住民税及び事業税 高速道路事業総費用合計			245	245		1,460	1,460
				186,602			206,400

① 受託事業費

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 労務費	※2	50	0.5	127	2.4
II 経費		9,481	99.5	5,114	97.6
当期総製造費用		9,531	100.0	5,241	100.0
期首受託業務前払金		2,366		11,602	
合計		11,898		16,844	
期末受託業務前払金		11,602		12,892	
受託事業費		295		3,952	

1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	6,890	5,081
土地代	0	—

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 駐車場事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 人件費	※1	24	10.0	30	11.8
II 経費		216	90.0	230	88.2
駐車場事業管理業務費		240	100.0	261	100.0

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
減価償却費	83	81
租税公課	120	127

③ 休憩所等事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 人件費	※1	33	19.3	30	16.7
II 経費		140	80.7	151	83.3
休憩所等事業管理業務費		173	100.0	181	100.0

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	48	50
減価償却費	43	43
修繕費	17	19

④ その他営業事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 人件費	※1	69	63.1	34	39.4
II 経費		40	36.9	52	60.6
その他営業事業管理業務費		110	100.0	86	100.0

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
固定資産除却費	0	—
業務委託費	—	26
支払手数料	22	10

⑤ 一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は3,081百万円、当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は2,939百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
給与手当	618	677
賞与引当金繰入額	99	94
退職給付費用	490	133
業務委託費	89	122
減価償却費	445	495
調査費	364	402
修繕費	226	134
地代家賃	133	137
租税公課	261	257
役員退職慰労引当金繰入額	5	5

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金合計		
		その他利益剰余金				固定資産圧縮特別勘定積立金	高速道路事業別途積立金	関連事業別途積立金		
		固定資産圧縮特別勘定積立金	高速道路事業別途積立金	関連事業別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	—	—	—	1,179	1,179	1,179	21,179	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立て			119			△119	—	—	—	
別途積立金の積立て（注）				1,176	3	△1,179	—	—	—	
当期純利益						1,251	1,251	1,251	1,251	
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	119	1,176	3	△47	1,251	1,251	1,251	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	119	1,176	3	1,132	2,431	2,431	22,431	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金合計		
		その他利益剰余金				固定資産圧縮特別勘定積立金	高速道路事業別途積立金	関連事業別途積立金		
		固定資産圧縮特別勘定積立金	高速道路事業別途積立金	関連事業別途積立金	繰越利益剰余金					
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	119	1,176	3	1,132	2,431	2,431	22,431	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立て			39			△39	—	—	—	
別途積立金の積立て				745		△745	—	—	—	
当期純利益						2,503	2,503	2,503	2,503	
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	39	745	—	1,719	2,503	2,503	2,503	
平成20年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	158	1,921	3	2,851	4,934	4,934	24,934	

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p> <hr/>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券 (時価のないもの)</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>				
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産</p> <p>個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 貯蔵品</p> <p>建設資材等は個別法による原価法によっております。</p> <p>貯蔵物品は後入先出法による原価法によっております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産</p> <p>同左</p> <p>(2) 貯蔵品</p> <p>主として個別法による原価法によっております。</p>				
<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	構築物	5～60年	機械装置	5～17年	<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>
構築物	5～60年				
機械装置	5～17年				
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費</p> <p>支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費</p> <p>同左</p>				

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>5 引当金の計上基準</b>	<b>5 引当金の計上基準</b>
(1) 貸倒引当金  債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金  同左
(2) 賞与引当金  従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。	(2) 賞与引当金  同左
(3) 回数通行券払戻引当金  回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。	(3) 回数通行券払戻引当金  同左
(4) ハイウェイカード損失補填引当金  ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。	(4) _____
(5) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。	(5) 退職給付引当金  同左
(6) 役員退職慰労引当金  役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。  (追加情報)  当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当事業年度より、内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。  これにより、当事業年度の発生額の内0百万円を道路資産完成原価に、5百万円を仕掛け道路資産に、5百万円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。 この結果、営業利益及び経常利益は5百万円、税引前当期純利益は11百万円減少しております。	(6) 役員退職慰労引当金  役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。  _____
(7) マイレージ割引引当金  ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。	(7) マイレージ割引引当金  同左

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p><b>6 リース取引の処理方法</b>            リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p><b>6 リース取引の処理方法</b>            同左</p>
<p><b>7 その他財務諸表作成のための重要な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費税等の会計処理            消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</li> <li>② 収益及び費用の計上基準            完成工事高の計上基準            道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</li> </ul>	<p><b>7 その他財務諸表作成のための重要な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費税等の会計処理            同左</li> <li>② 収益及び費用の計上基準            同左</li> </ul>

## 会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,431百万円あります。</p>	_____
<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、道路建設関係社債発行差金107百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p>	_____
<p>(金融商品に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号）を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	_____

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
_____	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、営業外収益の「受取利息」として表示しておりました譲渡性預金に係る利息は、「財務諸表等規則ガイドライン」の改正により、譲渡性預金は有価証券に含めるものとされたことに伴い、「有価証券利息」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の営業外収益「受取利息」に含まれる譲渡性預金利息は、60百万円です。</p>

## 追加情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(貸借対照表) 譲渡性預金は、当事業年度より改正後の「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 改正平成19年7月4日）及び「金融商品会計に関するQ&amp;A」（会計制度委員会 改正平成19年11月6日）に基づき、当貸借対照表において「有価証券」として表示しております。なお、前事業年度末及び当事業年度末の譲渡性預金は、それぞれ一百万円、21,200百万円であります。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																				
<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債23,792百万円（額面23,900百万円）の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券 (国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,029,100百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 15,673百万円 なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,649百万円減少しております。</p> <p>※3 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">流動資産</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高速道路事業営業未払金</td> <td>2,800百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>115百万円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	35百万円	流動負債		高速道路事業営業未払金	2,800百万円	未払金	115百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債44,220百万円（額面44,400百万円）の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券 (国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 750,600百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,281百万円 なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が3,687百万円減少しております。</p> <p>※3 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">流動資産</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高速道路事業営業未払金</td> <td>3,198百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>130百万円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	36百万円	流動負債		高速道路事業営業未払金	3,198百万円	未払金	130百万円
流動資産																					
未収入金	35百万円																				
流動負債																					
高速道路事業営業未払金	2,800百万円																				
未払金	115百万円																				
流動資産																					
未収入金	36百万円																				
流動負債																					
高速道路事業営業未払金	3,198百万円																				
未払金	130百万円																				

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。				※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。			
高速道路事業営業収益 5百万円				高速道路事業営業収益 4百万円			
駐車場事業収入 618百万円				駐車場事業収入 662百万円			
その他営業事業収入 37百万円				その他営業事業収入 0百万円			
道路資産完成原価 (当期総製造費用) 1,110百万円				道路資産完成原価 (当期総製造費用) 1,758百万円			
受託事業費 (当期総製造費用) 8百万円				受託事業費 (当期総製造費用) 10百万円			
高速道路事業管理費用 17,513百万円				高速道路事業管理費用 21,095百万円			
受託業務事業費 2百万円				駐車場事業費 9百万円			
駐車場事業費 9百万円				休憩所等事業費 32百万円			
休憩所等事業費 52百万円				その他営業事業費 10百万円			
その他営業事業費 3百万円				営業外収益 76百万円			
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。				※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。			
土地 717百万円				建物 0百万円			
				土地 280百万円			
				計 280百万円			
※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。				※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。			
建物 30百万円				機械装置 0百万円			
土地 0百万円				車両運搬具 0百万円			
計 30百万円				土地 17百万円			
				計 17百万円			
※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。				※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。			
建物 70百万円				建物 1百万円			
構築物 1百万円				構築物 47百万円			
機械装置 97百万円				機械装置 97百万円			
車両運搬具 3百万円				工具器具備品 0百万円			
工具器具備品 56百万円				計 146百万円			
計 229百万円							
※5 減損損失				※5 減損損失			
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。				当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。			
用途	種類	場所	計上額	用途	種類	場所	計上額
遊休不動産 (その他の固定資産)	土地	兵庫県川西市ほか	14百万円		建物		968百万円
					工具器具備品	大阪府泉大津市ほか	13百万円
					土地		6百万円
					(小計)		988百万円
				遊休不動産 (その他の固定資産)	土地	大阪市阿倍野区ほか	144百万円
					(合計)		1,132百万円

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p><b>(資産のグルーピング)</b>            資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</li> <li>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</li> <li>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</li> </ul> <p><b>(減損損失を認識するに至った経緯)</b>            将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p><b>(回収可能価額の算定方法)</b>            正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額に基づいて評価しております。</p>	<p><b>(資産のグルーピング)</b>            同左</p>
	<p><b>休憩所施設</b>  <b>(減損損失を認識するに至った経緯)</b>            休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p><b>(回収可能価額の算定方法)</b>            使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値はゼロと評価しております。</p> <p><b>遊休不動産</b>  <b>(減損損失を認識するに至った経緯)</b>            将來の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p><b>(回収可能価額の算定方法)</b>            正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。</p>

**(株主資本等変動計算書関係)**

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																			
1. ファイナンスリース リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. ファイナンスリース リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取得価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高 相当額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用 工具器具備品</td><td>24</td><td>3</td><td>21</td></tr> <tr> <td>各事業共用 ソフトウェア</td><td>22</td><td>2</td><td>19</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>47</td><td>5</td><td>41</td></tr> </tbody> </table>					取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	各事業共用 工具器具備品	24	3	21	各事業共用 ソフトウェア	22	2	19	合計	47	5	41	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取得価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高 相当額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用 工具器具備品</td><td>24</td><td>9</td><td>15</td></tr> <tr> <td>各事業共用 ソフトウェア</td><td>22</td><td>8</td><td>14</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>47</td><td>17</td><td>29</td></tr> </tbody> </table>					取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	各事業共用 工具器具備品	24	9	15	各事業共用 ソフトウェア	22	8	14	合計	47	17	29
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																				
各事業共用 工具器具備品	24	3	21																																				
各事業共用 ソフトウェア	22	2	19																																				
合計	47	5	41																																				
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																				
各事業共用 工具器具備品	24	9	15																																				
各事業共用 ソフトウェア	22	8	14																																				
合計	47	17	29																																				
② 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43百万円</td> </tr> </table>				1年以内	9百万円	1年超	34百万円	合計	43百万円	② 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34百万円</td> </tr> </table>				1年以内	11百万円	1年超	22百万円	合計	34百万円																				
1年以内	9百万円																																						
1年超	34百万円																																						
合計	43百万円																																						
1年以内	11百万円																																						
1年超	22百万円																																						
合計	34百万円																																						
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>				支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	5百万円	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>8百万円</td> </tr> </table>				支払リース料	18百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	8百万円																				
支払リース料	9百万円																																						
減価償却費相当額	5百万円																																						
支払利息相当額	5百万円																																						
支払リース料	18百万円																																						
減価償却費相当額	11百万円																																						
支払利息相当額	8百万円																																						
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法について、利息法によっております。				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左																																			

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="width: 70%;">147,020百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,959,438百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">9,106,458百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p>	1年以内	147,020百万円	1年超	8,959,438百万円	合計	9,106,458百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="width: 70%;">147,575百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,811,883百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">8,959,458百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>	1年以内	147,575百万円	1年超	8,811,883百万円	合計	8,959,458百万円
1年以内	147,020百万円												
1年超	8,959,438百万円												
合計	9,106,458百万円												
1年以内	147,575百万円												
1年超	8,811,883百万円												
合計	8,959,458百万円												

(有価証券関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。	同左

## (税効果会計関係)

	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
退職給付引当金	7,076百万円	6,999百万円
回数通行券払戻引当金	1,351百万円	632百万円
賞与引当金	344百万円	322百万円
未払事業税	12百万円	117百万円
マイレージ割引引当金	233百万円	292百万円
未払工事費用	307百万円	358百万円
その他	393百万円	496百万円
繰延税金資産小計	<u>9,719百万円</u>	<u>223百万円</u>
評価性引当額	<u>△9,719百万円</u>	<u>9,442百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債		
固定資産圧縮特別勘定	△81百万円	△108百万円
繰延税金負債合計	<u>△81百万円</u>	<u>△108百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△81百万円</u>	<u>△108百万円</u>
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳		
法定実効税率	40.64%	40.64%
(調整)		
交際費等永久差異	0.68%	1.83%
住民税均等割	1.02%	0.55%
評価性引当額	4.85%	△7.22%
過年度税効果認識	△17.40%	△0.27%
法人税特別控除等	△0.34%	△0.80%
その他	△0.07%	△0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.38%</u>	<u>34.68%</u>

## (1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 株当たり純資産額 1,121.55円	1 株当たり純資産額 1,246.74円
1 株当たり当期純利益金額 62.57円	1 株当たり当期純利益金額 125.19円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益（百万円）	1,251	2,503
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,251	2,503
普通株式の期中平均株式数（千株）	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>㈱阪神パトロールに係る株式取得</p> <p>当社は、平成19年3月20日の取締役会において、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式を取得することを決議し、平成19年4月1日付で同社株式を取得しました。</p> <p>(1) 株式取得の目的</p> <p>阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としております。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称</p> <p>㈱エイチエイチエス ㈱コーベックス</p> <p>(3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模</p> <p>名称 : ㈱阪神パトロール 事業内容 : 交通管理業務（道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務） 規模 : 資本金 10百万円</p> <p>(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <p>取得する株式の数 : 200株 内訳 : ㈱エイチエイチエス 120株         ㈱コーベックス 80株 取得価額 : 37百万円 内訳 : ㈱エイチエイチエス 22.2百万円         ㈱コーベックス 14.8百万円 譲渡後の持分比率 : 100%</p> <p>(5) その他</p> <p>㈱阪神パトロールは、平成19年4月1日付で、商号を阪神高速パトロール㈱に変更しております。</p>	

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 (百万円)
		譲渡性預金	4	21,200
		計	4	21,200

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	938	15	3	950	107	43
		構築物	14,327	1,333	362	15,298	1,806	773
		機械装置	23,771	4,821	173	28,419	6,275	2,950
		車両運搬具	491	10	0	502	283	110
		工具器具備品	247	3	4	246	162	39
		建設仮勘定	1,025	6,421	6,197	1,249	—	—
		計	40,800	12,606	6,740	46,665	8,635	3,918
	無固定資形産	ソフトウェア	412	223	—	635	242	107
		その他	48	92	101	38	—	—
		計	460	315	101	673	242	107
	合計	41,261	12,921	6,842	47,339	8,877	4,025	38,461
関連事業	有形固定資産	建物	892	200	1,069 (968)	24	2	40
		構築物	378	60	4	434	156	67
		機械装置	27	—	7	19	4	2
		工具器具備品	73	13	24 (13)	62	30	15
		土地	1,528	—	251 (6)	1,276	—	—
		建設仮勘定	—	271	269	2	—	2
	合計	2,900	547	1,627 (988)	1,820	193	125	1,626
各事業共用	有形固定資産	建物	3,092	75	7	3,161	365	145
		構築物	54	2	0	56	12	4
		車両運搬具	10	1	—	11	5	2
		工具器具備品	105	20	3	122	24	11
		土地	2,996	—	0	2,995	—	—
		建設仮勘定	—	165	105	60	—	60
		計	6,259	265	117	6,407	407	164
	無固定資形産	ソフトウェア	4,094	298	—	4,393	1,896	833
		その他	0	39	33	6	—	6
		計	4,095	338	33	4,399	1,896	833
	合計	10,354	603	150	10,807	2,304	997	8,502
そ固の定他資の産	有固定資形産	土地	1,109	4	217 (144)	896	—	—
		計	1,109	4	217 (144)	896	—	—
投資その他の資産	長期前払費用	106	141	—	247	78	30	169

(注) 1. 高速道路事業構築物 高速道路事業建設仮勘定からの振替による増加 1,304百万円

2. 高速道路事業機械装置 高速道路事業建設仮勘定からの振替による増加 4,800百万円

3. 高速道路事業建設仮勘定 E T C設備等設置増設工事 1,249百万円

4. 各事業共用ソフトウェア 新会計システム取得による増加 287百万円

5. 当期減少額の主要なものは以下のとおりであります。

関連事業建物 減損損失の認識による減少 968百万円

6. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	44	72	36	8	72
賞与引当金	848	793	848	—	793
回数通行券払戻引当金	3,326	—	73	1,696	1,556
ハイウェイカード損失補填引当金	1	—	1	—	—
役員退職慰労引当金	16	10	2	—	24
マイレージ割引引当金	574	1,387	1,242	—	719

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 回数通行券払戻引当金の当期減少額(その他)は、見直しによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額（百万円）
現金	518
預金	
当座預金	—
普通預金	11,483
小計	11,483
合計	12,001

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	3,382
㈱ジェーシービー	2,343
三井住友カード(㈱)	1,904
有料道路の料金体系に係る社会実験協議会	1,784
ユーシーカード(㈱)	1,030
その他	7,662
合計	18,108

(2) 滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率 (D/A+B) (%)
14,647	167,290	163,829	18,108	9.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

## 3 たな卸資産

## (1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	9,870	3,109	132	12,848
	労務費	1,933	677	124	2,485
	外注費	1,219	136	16	1,339
	経費	19,349	3,193	342	22,200
	金利等	383	404	15	772
	一般管理費人件費	362	221	26	557
	一般管理費経費	436	249	37	648
	計	33,555	7,992	695	40,852
建設費 (除却工事 費用その他 を含む)	材料費	—	—	—	—
	労務費	5,691	2,745	1,479	6,957
	外注費	64,274	28,865	20,372	72,768
	経費	1,444	591	356	1,679
	金利等	10,000	1,059	751	10,307
	一般管理費人件費	1,128	950	360	1,718
	一般管理費経費	1,345	1,073	404	2,014
	計	83,885	35,285	23,725	95,445
消費税等		1,785	1,172	985	1,972
合計		119,225	44,450	25,405	138,270

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛け道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
大阪府道高速 大和川線（三宝 J C T～三宅西）	31,422
大阪府道高速 大和川線	7
大阪市道高速道路 淀川左岸線（島屋～海老江 J C T）	24,851
大阪市道高速道路 淀川左岸線（海老江 J C T～豊崎）	605
神戸市道高速道路 神戸山手線南伸部	34,588
京都市道高速道路 新十条通（山科～十条）	25,747
京都市道高速道路 油小路線（上鳥羽～洛南連絡道路）	924
京都市道高速道路 油小路線（十条～上鳥羽）	1,160
守口 J C T	72
松原 J C T	9
改築（大阪）	10,593
改築（兵庫）	4,751
合計	134,734

(2) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
建設資材等	61
貯蔵物品	70
合計	132

4 受託業務前払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	12,334
大阪市	332
京都市	218
堺市	6
その他	16
合計	12,909

II 固定資産

有形固定資産 46,553百万円

内訳は「2 財務諸表等 (1) 貢務諸表 ④附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

### III 流動負債

#### 1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	12,404
堺市	3,419
阪神高速技術株	2,298
ダイセル化学工業株	1,404
大林・佐藤・西武建設工事共同企業体	1,189
その他	7,795
合計	28,512

#### 2 受託業務前受金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	12,655
大阪市	263
京都市	90
合計	13,009

#### IV 固定負債

##### 1 道路建設関係社債

内訳は「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

##### 2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	45,861
財務省	43,907
㈱三井住友銀行	2,844
㈱みずほコーポレート銀行	2,839
㈱三菱東京UFJ銀行	2,235
その他	6,275
合計	103,961

##### 3 その他の長期借入金

借入先	金額（百万円）
㈱みずほコーポレート銀行	1,232
㈱三井住友銀行	1,228
㈱三菱東京UFJ銀行	854
㈱りそな銀行	796
農林中央金庫	642
㈱新生銀行	469
合計	5,222

##### 4 退職給付引当金

区分	金額（百万円）
未積立退職給付債務	16,878
未認識数理計算上の差異	344
合計	17,222

##### (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社でありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となつております。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第2期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月28日近畿財務局長に提出。

#### (2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年8月10日、平成20年1月31日及び平成20年5月8日近畿財務局長に提出。

事業年度（第2期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

#### (3) 半期報告書

（第3期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）平成19年12月26日近畿財務局長に提出。

#### (4) 半期報告書の訂正報告書

平成20年1月31日、平成20年5月8日及び平成20年6月11日近畿財務局長に提出。

（第3期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）の半期報告書に係る訂正報告書であります。

#### (5) 有価証券届出書及びその添付書類

平成20年2月6日近畿財務局長に提出。

#### (6) 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年2月12日、平成20年2月22日、平成20年5月8日及び平成20年6月11日近畿財務局長に提出。

平成20年2月6日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

### **第1【保証会社情報】**

該当事項はありません。

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第2回社債（いざれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成20年3月31日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額又は売出価額の総額（百万円）	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成19年3月15日	4,997	非上場
阪神高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成20年2月28日	9,999	非上場

### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成20年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員  
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとしており、平成20年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成  
平成19年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。
- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| I 資本金                      | 4,596,574百万円 |
| 政府出資金                      | 3,488,539百万円 |
| 地方公共団体出資金                  | 1,108,035百万円 |
| II 資本剰余金                   | 848,903百万円   |
| 資本剰余金                      | 31百万円        |
| 日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金 | 850,932百万円   |
| 損益外減損損失累計額                 | △2,061百万円    |
| III 利益剰余金                  | 436,152百万円   |
| 資本合計                       | 5,881,630百万円 |
- 機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。
- 機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。
- ⑥ 事業の内容  
(a) 目的  
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること  
(b) 業務の範囲  
(i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け  
(ii) 承継債務の返済（返済のための借り入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

### 第3 【指標等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 阿部 修二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 由佳 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井 俊介 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 阿部 修二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 由佳 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井 俊介 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 阿部 修二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 由佳 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井 俊介 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 阿部 修二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 由佳 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井 俊介 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2 第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年1月30日
【事業年度】	第3期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第3期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項について、記載内容が不十分であるなど訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(訂正後)

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

さらに、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

## 第5【経理の状況】

### 1【連結財務諸表等】

#### (1)【連結財務諸表】

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械設備及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(以下省略)</p>	建物及び構築物	5～60年	機械設備及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(以下省略)</p>
建物及び構築物	5～60年						
機械設備及び運搬具	5～17年						
その他	5～10年						

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(以下省略)</p>	建物及び構築物	5～60年	機械装置及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(以下省略)</p>
建物及び構築物	5～60年						
機械装置及び運搬具	5～17年						
その他	5～10年						

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年12月26日
【中間会計期間】	第4期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	91,412	91,380	123,783	188,553	213,578
経常利益（百万円）	2,925	2,296	786	2,234	3,894
中間(当期)純利益（百万円）	2,010	2,578	1,447	1,702	2,934
純資産額（百万円）	23,205	25,476	29,354	22,897	25,831
総資産額（百万円）	179,698	228,731	221,622	232,225	256,539
1株当たり純資産額（円）	1,160.28	1,273.81	1,363.68	1,144.87	1,291.58
1株当たり中間(当期)純利益金額（円）	100.55	128.93	72.36	85.14	146.71
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	12.9	11.1	12.3	9.9	10.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△15,441	△21,174	2,994	△41,460	△17,366
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△3,938	△1,166	△1,901	△4,389	△5,035
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	11,495	9,545	△26,689	44,689	23,050
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高（百万円）	27,250	21,177	9,026	33,973	34,622
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	863 [227]	1,116 [323]	2,309 [955]	849 [256]	1,122 [356]

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間連結会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	91,101	90,706	123,037	187,718	212,012
経常利益（百万円）	2,478	1,954	653	1,466	3,233
中間(当期)純利益（百万円）	1,645	2,368	1,379	1,251	2,503
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	22,825	24,799	26,314	22,431	24,934
総資産額（百万円）	178,180	226,461	214,973	230,644	254,257
1株当たり純資産額（円）	1,141.25	1,239.98	1,315.72	1,121.55	1,246.74
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	82.27	118.42	68.98	62.57	125.19
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	12.8	11.0	12.2	9.7	9.8
従業員数（人）	791	773	763	781	771
[外、平均臨時雇用人員]	[100]	[166]	[177]	[110]	[171]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、株式取得により、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス、㈱高速道路開発及び㈱コーベックスが新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱エイチエイチエス	大阪市 西区	40	高速道路 事業	28.6 (28.6) [71.4]	阪神高速道路の料金収受業務に関する人材派遣業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
㈱高速道路開発	大阪市 中央区	40	高速道路 事業	30.5 (30.5) [69.5]	阪神高速道路の料金収受業務に関する人材派遣業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
㈱コーベックス	神戸市 中央区	14	高速道路 事業	39.1 (39.1) [60.9]	阪神高速道路の料金収受業務に関する人材派遣業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 連結子会社のうち、特定子会社に該当するものはありません。

3. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

4. 議決権の所有割合の[ ]内は、緊密な者の所有割合で外数となっております。

### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	2,083 [907]
受託事業	
その他の事業	29 [4]
全社 (共通)	197 [44]
計	2,309 [955]

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ、1,187名増加しておりますが、これは阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、平成20年4月1日より新たに事業を開始したこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	763[177]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な原材料価格の高騰の影響が、企業の生産・輸送コストから一般家庭の購買力にまで幅広く影を落とし、マイナス成長に転じました。関西経済についても、設備投資の積極姿勢が継続しているものの、原材料価格高騰による企業の収益環境の悪化や個人消費の落ち込みが続き、不透明感が強まっています。阪神高速道路の交通量減少も、このような景気動向や燃料費高騰の影響等によるものと推察されます。

このような経営環境の中、民営化3年目を迎えた当社グループでは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客様の満足を実現し、関西の暮らしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に一層努めてまいりました。また、阪神高速道路の料金収受を行う子会社として、新たに阪神高速トール大阪㈱、阪神高速トール神戸㈱等を当社グループに加え、業務の効率化や経営基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は前年同期比35.5%増の123,783百万円、営業利益は前年同期比74.1%減の577百万円、経常利益は前年同期比65.8%減の786百万円、法人税等を控除した中間純利益は前年同期比43.9%減の1,447百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの概要は、次のとおりです。

#### (高速道路事業)

高速道路事業では、安全・安心・快適なネットワークを通じた「お客様満足」を実現するため、3号神戸線（摩耶～芦屋間）の終日通行止めによるフレッシュアップ工事、一日周遊バス等の企画割引、「ETCらくトク0円キャンペーン」等の各種ETC普及・利用促進策を実施しました。また、「交通安全対策アクションプログラム」、「新渋滞対策アクションプログラム」等を着実に実行することにより、事故・渋滞の削減、お客様サービスの向上を図ってまいりました。

高速道路の建設につきましては、関西経済の発展へ寄与するネットワークの整備に向け、現在建設中の5路線について整備促進に努めました。とくに、当中間連結会計期間中においては、京都市道高速道路1号線（稻荷山トンネル）を完成供用させました。

高速道路通行台数は、一日当たり88.3万台（前年同期比3.0%減）にとどまりました。これにより料金収入も前年同期比3.5%減の86,959百万円となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、京都市道高速道路1号線（稻荷山トンネル）の供用によりほぼ皆増の32,823百万円でした。これらを含めた高速道路営業収益は前年同期比35.3%増の122,652百万円となりました。

一方、営業費用については、協定に基づく機構への賃借料支払いや管理費用等のほか、道路資産完成高と同額の道路資産完成原価を計上したことから、前年同期比37.9%増の122,250百万円となりました。

これらにより高速道路事業の営業利益は前年同期比79.8%減の401百万円となりました。

#### (受託事業)

受託事業においては、京都市道高速道路1号線及び同2号線のランプ（京都市施行部分）新設工事の受託により、営業収益は前年同期から皆増の375百万円となりましたが、営業費用は前年同期比1,800.0%増の475百万円となり、営業損失は前年同期比300.0%増の100百万円となりました。

#### (その他の事業)

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業を継続して展開しました。休憩施設の改修工事の影響による営業収益減・営業費用増のほか、駐車場施設の営業費用減などにより、営業収益は全体として前年同期比4.7%増の755百万円、営業利益は前年同期比1.8%増の276百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益1,505百万円に加えて減価償却費3,015百万円、売上債権の減少額4,132百万円、完成した道路資産の機構への引き渡し等によるたな卸資産の減少額8,571百万円を計上したこと等により、2,994百万円の資金流入（前年同期は21,174百万円の資金流出）となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、ETC装置や料金所電気通信設備への設備投資等による固定資産の取得支3,710百万円があったことにより、1,901百万円（前年同期比735百万円の増加）の資金流出となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、機構からの無利子借入れに伴う長期借入れによる収入9,400百万円があったほか、機構法第15条第1項に基づく機構の債務引き受け等に伴う長期借入金の返済による支出36,070百万円があつたこと等により、26,689百万円の資金流出（前年同期は9,545百万円の資金流入）となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に中間損益計算書に計上された道路資産完成高は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、機構法第15条第1項に基づく機構に債務引き受けされたことにより回収されることになります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッシュ・フロー計算書上、道路資産完成高は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、9,026百万円（前年同期比12,151百万円の減少）となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3 【対処すべき課題】

当社グループでは、今年度中の距離料金制度導入に向けて取り組みを進めてまいりましたが、政府から発表された「安心実現のための緊急総合対策」の中で導入時期の延期が示されました。今後、時宜を得た距離料金制の導入について、関係機関と十分に協議しながら検討してまいります。

交通量の減少に伴う収入減に対しては、調達・契約手法の見直しや工事発注規模の合理化等によるコスト縮減、利便性向上や企画割引等の利用促進へのより一層の取り組みに努めてまいります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### 株式譲渡契約

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱は、㈱エイチエイチエス、㈱高速道路開発及び㈱コーベックスの株式の譲受けのための譲渡契約を各々の株主と締結し、株式を取得しました。

株式譲渡の概要は次のとおりであります。

##### ① 株式取得の目的

料金収受業務に関連ある会社の株式を取得して連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値向上を図るためであります。

##### ② 株式取得日、株式取得の相手会社の名称

取得会社	被取得会社	相手会社	取得日
阪神高速サービス㈱	㈱高速道路開発	㈱グローウェイ	平成20年4月1日
	㈱エイチエイチエス	三井生命保険㈱	平成20年4月1日
	㈱高速道路開発	㈱損害保険ジャパン	平成20年4月1日
阪神高速トール大阪㈱	㈱コーベックス	㈱ペイフレンド、㈱エイチエイチエス	平成20年4月1日
	㈱エイチエイチエス	キンキ道路㈱	平成20年4月30日
	㈱高速道路開発	日本興亜損害保険㈱	平成20年4月1日
阪神高速トール神戸㈱	㈱コーベックス	㈱グローウェイ、㈱エイチエイチエス	平成20年4月1日

##### ③ 株式を取得した会社の名称、事業内容、規模

名称	㈱エイチエイチエス	㈱高速道路開発	㈱コーベックス
事業内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業
規模	資本金40百万円	資本金40百万円	資本金14百万円

##### ④ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得会社	被取得会社	株式数	取得価額	持分比率
阪神高速サービス㈱	㈱高速道路開発	1,000株	2百万円	11.71%
	㈱エイチエイチエス	160株	5百万円	9.30%
	㈱高速道路開発	800株	2百万円	9.37%
阪神高速トール大阪㈱	㈱コーベックス	36株	2百万円	14.06%
	㈱エイチエイチエス	160株	2百万円	9.30%
	㈱高速道路開発	800株	2百万円	9.37%
阪神高速トール神戸㈱	㈱コーベックス	36株	2百万円	14.06%

#### 5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

###### ① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

###### ② 国内子会社

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱は、㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ペイフレンド及び㈱グローウェイとの間で締結した事業譲渡契約により、また、当社の連結子会社である阪神高速トール神戸㈱は、㈱コーベックス及び㈱サナワインとの間で締結した事業譲渡契約により、以下の設備を譲り受けました。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千m <sup>2</sup> )	ソフトウェア	その他	合計	
阪神高速トール 大阪㈱	本社（大阪市 西区）	高速道路 事業	車両等	6	14	—	—	21	43	718 (362)
阪神高速トール 神戸㈱	本社（神戸市 中央区）	高速道路 事業	什器等	3	0	—	0	8	14	414 (195)

（注）1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 臨時従業員数は、<>で外書きしております。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

また、㈱エイチエイチエス、㈱高速道路開発及び㈱コーベックスが新たに当社の連結子会社になったことにより、同3社の設備が主要な設備に加わりました。当該設備の状況は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千m <sup>2</sup> )	ソフトウェア	その他	合計	
㈱エイチエイチ エス	本社（大阪市 西区）	高速道路 事業	本社内装等	2	—	0 (0)	2	0	5	2 (0)
㈱高速道路開発	本社（大阪市 中央区）	高速道路 事業	本社内装等	17	4	—	4	3	29	10 (28)
㈱コーベックス	本社（神戸市 中央区）	高速道路 事業	車両等	0	4	0 (0)	—	0	5	4 (2)

（注）1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 臨時従業員数は、<>で外書きしております。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額24,244百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額32,823百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 (百万円)（注2）
大阪府道高速大阪池田線等に関する協定	修繕	平成20年6月	1,664
大阪府道高速大阪池田線等に関する協定	修繕	平成20年9月	404
京都市道高速道路1号線等に関する協定	京都市山科区西野山桜ノ馬場町から京都市伏見区深草中川原町（新設）	平成20年6月	29,337
京都市道高速道路1号線等に関する協定	京都市伏見区竹田向代町川町から京都市伏見区向島大黒（新設）	平成20年8月	1,416
合計		—	32,823

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当中間連結会計期間末における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成20年9月30日

区分		年間賃借料（百万円）（注1）	
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線	
		大阪府道高速大阪守口線	
		大阪府道高速大阪東大阪線	
		大阪府道高速大阪松原線	
		大阪府道高速大阪堺線	
		大阪府道高速大阪西宮線	
		大阪府道高速湾岸線	
		大阪市道高速道路森小路線	
		大阪市道高速道路西大阪線	
		大阪市道高速道路淀川左岸線	
		兵庫県道高速池田線	
		兵庫県道高速神戸西宮線	
		兵庫県道高速湾岸線	
		神戸市道高速道路2号線	
	京都圏	兵庫県道高速北神戸線	
		神戸市道高速道路北神戸線	
		神戸市道高速道路湾岸線	
	京都圏	京都市道高速道路1号線	
		京都市道高速道路2号線	
合計		140,547	
		139,521	

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。
3. 当中間連結会計期間末までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
4. 賃借料には消費税等は含まれておりません。

## (2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (平成20年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成20年12月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	同左	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	20,000,000	同左	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成20年4月1日～平成20年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

#### (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,999,500	199,995	—
単元未満株式	普通株式 500	—	—
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員及び執行役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて記載しております。

なお、前中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

## 1 【中間連結財務諸表等】

- (1) 【中間連結財務諸表】  
 ①【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
流動資産			
現金及び預金	4,977	6,397	13,422
未収入金	12,015	14,351	19,363
未収還付法人税等	—	28	—
未収消費税等	—	※3 23	—
有価証券	16,200	3,550	21,200
仕掛道路資産	134,076	129,703	138,270
その他のたな卸資産	94	145	149
受託業務前払金	12,924	15,716	12,909
繰延税金資産	147	254	196
その他	622	500	501
貸倒引当金	△32	△9	△17
流動資産合計	181,026	170,662	205,996
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	19,940	20,792	21,059
減価償却累計額	△2,346	△3,152	△3,344
建物及び構築物（純額）	17,594	17,639	17,715
機械装置及び運搬具	24,621	30,065	28,955
減価償却累計額	△4,991	△8,440	△6,571
機械装置及び運搬具（純額）	19,630	21,624	22,383
土地	5,320	5,191	5,169
リース資産	—	321	—
減価償却累計額	—	△13	—
リース資産（純額）	—	307	—
建設仮勘定	1,492	1,188	1,312
その他	465	621	533
減価償却累計額	△210	△300	△253
その他（純額）	254	321	280
有形固定資産合計	44,293	46,273	46,861
無形固定資産			
ソフトウエア	2,981	2,649	3,021
その他	51	34	47
無形固定資産合計	3,032	2,684	3,069
投資その他の資産			
投資有価証券	4	1,179	4
繰延税金資産	77	154	121
その他	358	721	543
貸倒引当金	△62	△53	△55

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
投資その他の資産合計	378	2,001	613
固定資産合計	47,704	50,960	50,543
資産合計	※1 228,731	※1 221,622	※1 256,539
負債の部			
流動負債			
未払金	14,833	15,057	29,574
1年以内返済予定長期借入金	11,901	2,611	8,721
リース債務	—	47	—
未払法人税等	867	281	1,457
未払消費税等	※3 122	※3 858	185
受託業務前受金	13,123	16,051	13,009
前受金	2,083	1,206	1,549
賞与引当金	1,147	1,258	980
回数券払戻引当金	2,470	785	1,556
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	0	—	—
その他	※4 997	※4 926	※4 989
流動負債合計	47,548	39,084	58,023
固定負債			
道路建設関係社債	※1 23,798	※1 44,230	※1 44,220
道路建設関係長期借入金	106,351	84,706	103,961
長期借入金	6,527	3,916	5,222
リース債務	—	260	—
繰延税金負債	81	115	108
退職給付引当金	17,264	17,132	17,465
役員退職慰労引当金	31	57	42
ETCマイレージサービス引当金	668	725	719
負ののれん	—	1,132	—
その他	982	906	945
固定負債合計	155,706	153,183	172,684
負債合計	203,254	192,268	230,708

(単位：百万円)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
----------------------------	----------------------------	---------------------------------------

純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	5,476	7,278
株主資本合計	25,476	27,278
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△5
評価・換算差額等合計	—	△5
少数株主持分	—	2,080
純資産合計	25,476	29,354
負債・純資産合計	228,731	221,622
		256,539

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業収益	91,380	123,783	213,578
営業費用			
道路資産賃借料	69,994	70,274	139,999
高速道路等事業管理費及び売上原価	16,332	49,871	64,446
販売費及び一般管理費	※1 2,826	※1 3,059	※1 5,568
営業費用合計	89,153	123,205	210,013
営業利益	2,227	577	3,564
営業外収益			
受取利息	31	56	77
受取配当金	—	3	—
土地物件貸付料	0	23	47
寄付金収入	—	11	203
原因者負担収入	5	3	13
保険解約返戻金	—	73	—
負ののれん償却額	93	97	93
その他	62	44	143
営業外収益合計	193	313	578
営業外費用			
支払利息	85	82	178
偽造ハイウェイカード損失	4	—	6
その他	33	22	63
営業外費用合計	123	104	248
経常利益	2,296	786	3,894
特別利益			
固定資産売却益	※2 193	※2 1	※2 280
回数券払戻引当金戻入額	802	753	1,696
貸倒引当金戻入額	1	4	1
投資有価証券売却益	—	0	—
投資有価証券償還益	—	18	—
免税事業者消費税等	—	—	81
特別利益合計	997	777	2,060
特別損失			
固定資産売却損	※3 0	※3 0	※3 17
固定資産除却費	※4 2	※4 6	※4 146
投資有価証券評価損	—	34	—
減損損失	—	※5 17	※5 1,132
仕掛道路資産修正損	—	—	80
特別損失合計	3	59	1,378
税金等調整前中間純利益	3,291	1,505	4,576
法人税、住民税及び事業税	773	182	1,768

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
法人税等調整額	△61	△90	△126
法人税等合計	712	92	1,642
少数株主利益	—	△34	—
中間純利益	2,578	1,447	2,934

## ③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連結株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
資本剰余金			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
利益剰余金			
前期末残高	2,897	5,831	2,897
当中間期変動額	2,578	1,447	2,934
当中間期変動額合計	2,578	1,447	2,934
当中間期末残高	5,476	7,278	5,831
株主資本合計			
前期末残高	22,897	25,831	22,897
当中間期変動額	2,578	1,447	2,934
当中間期変動額合計	2,578	1,447	2,934
当中間期末残高	25,476	27,278	25,831
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	—	—	—
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	△5	—
当中間期変動額合計	—	△5	—
当中間期末残高	—	△5	—
評価・換算差額等合計			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	△5	—
当中間期変動額合計	—	△5	—
当中間期末残高	—	△5	—

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連結株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
少数株主持分			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	2,080	—
当中間期変動額合計	—	2,080	—
当中間期末残高	—	2,080	—
純資産合計			
前期末残高	22,897	25,831	22,897
当中間期変動額			
中間純利益	2,578	1,447	2,934
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	2,075	—
当中間期変動額合計	2,578	3,522	2,934
当中間期末残高	25,476	29,354	25,831

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	3,291	1,505	4,576
減損損失	—	17	1,132
減価償却費	2,529	3,015	5,196
負ののれん償却額	△93	△97	△93
貸倒引当金の増減額（△は減少）	48	△11	26
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△294	△363	△93
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	4	△16	15
賞与引当金の増減額（△は減少）	169	272	1
回数券払戻引当金の増減額（△は減少）	△856	△770	△1,770
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金の増減額（△ は減少）	△1	—	△1
E T Cマイレージサービス引当金の増減額（△は減 少）	93	5	144
受取利息	△31	△56	△77
受取配当金	—	△3	0
支払利息	85	82	178
固定資産売却損益（△は益）	—	0	—
固定資産売却損	0	—	17
固定資産売却益	△193	—	△280
固定資産除却費	13	30	146
投資有価証券評価損益（△は益）	—	34	—
投資有価証券売却損益（△は益）	—	0	—
投資有価証券償還損益（△は益）	—	△18	—
売上債権の増減額（△は増加）	3,009	4,132	△4,349
たな卸資産の増減額（△は増加）	※2 △14,844	※2 8,571	※2 △19,093
仕入債務の増減額（△は減少）	△14,528	△12,223	△2,453
未払又は未収消費税等の増減額	1,141	654	1,204
その他	△103	163	△68
<b>小計</b>	<b>△20,558</b>	<b>4,924</b>	<b>△15,640</b>
利息及び配当金の受取額	28	65	72
利息の支払額	△707	△562	△1,453
法人税等の支払額	△372	△1,432	△784
法人税等の還付額	435	—	439
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△21,174</b>	<b>2,994</b>	<b>△17,366</b>

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
固定資産の取得による支出	△1,843	△3,710	△5,800
固定資産の売却による収入	485	593	572
投資有価証券の取得による支出	—	△104	—
投資有価証券の売却による収入	—	102	—
投資有価証券の償還による収入	—	150	—
定期預金の預入による支出	—	△100	—
定期預金の払戻による収入	—	196	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	41	734	41
事業譲受による収入	150	250	150
事業譲受による支出	—	△13	—
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,166</b>	<b>△1,901</b>	<b>△5,035</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
長期借入れによる収入	10,950	9,400	29,400
長期借入金の返済による支出	※2 △1,405	※2 △36,070	※2 △26,730
リース債務の返済による支出	—	△13	—
道路建設関係社債発行による収入	—	—	20,415
少数株主への配当金の支払額	—	△5	—
その他	—	—	△34
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>9,545</b>	<b>△26,689</b>	<b>23,050</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△12,795	△25,596	648
現金及び現金同等物の期首残高	33,973	34,622	33,973
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 21,177	※1 9,026	※1 34,622

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p><b>1. 連結の範囲に関する事項</b></p> <p>(1) 連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱</p> <p>なお、阪神高速パトロール㈱については、平成19年4月1日付で株式の100%を取得したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p>	<p><b>1. 連結の範囲に関する事項</b></p> <p>(1) 連結子会社の数 8社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ ㈱エイチエイチエス ㈱高速道路開発 ㈱コーベックス</p> <p>なお、㈱エイチエイチエス、㈱高速道路開発及び㈱コーベックスについては、株式取得により持分比率が増加し、中間連結財務諸表に与える重要性が増したため、当期首より連結の範囲に含めております。</p>	<p><b>1. 連結の範囲に関する事項</b></p> <p>(1) 連結子会社の数 5社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱</p> <p>なお、阪神高速パトロール㈱については、平成19年4月1日付で株式の100%を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱については、平成19年12月10日に株式の100%を出資して設立したため、同日より連結の範囲に含めております。</p>
<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ㈱高速道路開発 ㈱ペイフレンド ㈱エイチエイチエス (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ㈱サナウイン ㈱ハイウェイ技研 (連結範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ㈱高速道路開発 ㈱ペイフレンド ㈱エイチエイチエス (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p><b>2. 持分法の適用に関する事項</b> 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名) 非連結子会社 ㈱高速道路開発 ㈱ペイフレンド ㈱エイチエイチエス 関連会社 ㈱グローウェイ (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p><b>2. 持分法の適用に関する事項</b> 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名) 非連結子会社 ㈱サナウイン ㈱ハイウェイ技研 (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p><b>2. 持分法の適用に関する事項</b> 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名) 非連結子会社 ㈱高速道路開発 ㈱ペイフレンド ㈱エイチエイチエス 関連会社 ㈱ハイウェイ技研 (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p><b>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</b> 連結子会社のうち、阪神高速パトロール㈱の中間決算日は6月30日であります。 中間連結財務諸表の作成に当たって、当該会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p>	<p><b>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</b> 全ての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p><b>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</b> 全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p><b>4. 会計処理基準に関する事項</b></p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②</p> <p>③たな卸資産</p> <p>仕掛道路資産 個別法による原価法を採用しています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 その他たな卸資産 主として個別法による原価法を採用しております。</p>	<p><b>4. 会計処理基準に関する事項</b></p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>その他有価証券 (時価のあるもの) 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>③たな卸資産 評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>仕掛道路資産 個別法を採用しております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 その他のたな卸資産 主として個別法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 これにより損益に与える影響はありません。</p>	<p><b>4. 会計処理基準に関する事項</b></p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②</p> <p>③たな卸資産</p> <p>仕掛道路資産 個別法による原価法を採用しています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 その他たな卸資産 主として個別法による原価法を採用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社は定額法、連結子会社は定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械設備及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③ _____</p>	建物及び構築物	5～60年	機械設備及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当中間連結会計期間より耐用年数を変更しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>③ リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>④ 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>③ _____</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費</p> <p>支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数通行券払戻引当金</p> <p>回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p>
建物及び構築物	5～60年							
機械設備及び運搬具	5～17年							
その他	5～10年							

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>④ ハイウェイカード損失補填引当金 ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。 また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑦ マイレージ割引引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>	<p>④</p> <p>⑤ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑥ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>⑦ ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 同左</p>	<p>④</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。 また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑦ マイレージ割引引当金 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 同左</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会 平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号）及び「中間連結財務諸表規則ガイドライン」の改正に伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」として表示しております。なお、前中間連結会計期間末における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は19,200百万円であります。</p> <hr/>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「固定資産売却益」（当中間連結会計期間は△1百万円）及び「固定資産売却損」（当中間連結会計期間は0百万円）は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上するため、当中間連結会計期間より「固定資産売却損益（△は益）」として表示しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(連結貸借対照表)</p> <p>譲渡性預金は、当連結会計年度より改正後の「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 改正平成19年7月4日）及び「金融商品会計に関するQ &amp; A」（会計制度委員会 改正平成19年11月6日）に基づき、当連結貸借対照表において「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の譲渡性預金は、それぞれ一百万円、21,200百万円であります。</p>

**【注記事項】**

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債23,798百万円（額面23,900百万円）の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 960,400百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 17,078百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金が1,405百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高136百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債44,230百万円（額面44,400百万円）の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 741,200百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 19,344百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、未払消費税等及び未払消費税等として表示しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高140百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債44,220百万円（額面44,400百万円）の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 750,600百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,281百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が3,687百万円減少しております。</p> <p>※3</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高234百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 370百万円 減価償却費 251百万円 利用促進費 479百万円 賞与引当金繰入額 148百万円 退職給付費用 76百万円 役員退職慰労引当金繰入額 4百万円 マイレージ割引引当金繰入額 668百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 586百万円 減価償却費 277百万円 利用促進費 351百万円 賞与引当金繰入額 147百万円 退職給付費用 73百万円 役員退職慰労引当金繰入額 8百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 725百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 899百万円 修繕費 149百万円 調査費 223百万円 減価償却費 504百万円 利用促進費 916百万円 賞与引当金繰入額 112百万円 退職給付費用 148百万円 役員退職慰労引当金繰入額 13百万円 マイレージ割引引当金繰入額 1,387百万円																												
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 土地 193百万円	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 0百万円 ソフトウェア 0百万円 計 1百万円	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 0百万円 土地 280百万円 計 280百万円																												
※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 土地 0百万円	※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 0百万円 無形固定資産その他 0百万円 計 0百万円	※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 17百万円 計 17百万円																												
※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 機械装置 2百万円 その他（工具器具備品） 0百万円 計 2百万円	※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 4百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他（工具、器具及び備品） 1百万円 無形固定資産その他 0百万円 計 6百万円	※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 49百万円 機械装置及び運搬具 97百万円 その他 0百万円 計 146百万円																												
※5	※5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。	※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">休憩所施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td rowspan="3">神戸市中央区</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>その他（工具、器具及び備品）</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>17百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物及び構築物	神戸市中央区	14百万円	その他（工具、器具及び備品）	2百万円	(合計)	17百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遊休不動産</td> <td>建物及び構築物</td> <td rowspan="4">大阪府泉大津市ほか</td> <td>968百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>その他（工具器具備品）</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td>988百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>1,132百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資産のグルーピング) 同左</p>	用途	種類	場所	計上額	遊休不動産	建物及び構築物	大阪府泉大津市ほか	968百万円	土地	6百万円	その他（工具器具備品）	13百万円	(小計)	988百万円	(合計)	1,132百万円
用途	種類	場所	計上額																											
休憩所施設	建物及び構築物	神戸市中央区	14百万円																											
	その他（工具、器具及び備品）		2百万円																											
	(合計)		17百万円																											
用途	種類	場所	計上額																											
遊休不動産	建物及び構築物	大阪府泉大津市ほか	968百万円																											
	土地		6百万円																											
	その他（工具器具備品）		13百万円																											
	(小計)		988百万円																											
(合計)	1,132百万円																													

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>	<p>休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 同左</p> <p>遊休不動産 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）
普通株式	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）
普通株式	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
普通株式	20,000	—	—	20,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																						
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>4,977百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>16,200百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>21,177百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,977百万円	有価証券勘定	16,200百万円	現金及び現金同等物	<u>21,177百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成20年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>6,397百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資</td> <td>2,900百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△270百万円</td> </tr> <tr> <td>担保差入預金</td> <td>△1百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>9,026百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	6,397百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資	2,900百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△270百万円	担保差入預金	△1百万円	現金及び現金同等物	<u>9,026百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>13,422百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>21,200百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>34,622百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	13,422百万円	有価証券勘定	21,200百万円	現金及び現金同等物	<u>34,622百万円</u>
現金及び預金勘定	4,977百万円																							
有価証券勘定	16,200百万円																							
現金及び現金同等物	<u>21,177百万円</u>																							
現金及び預金勘定	6,397百万円																							
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資	2,900百万円																							
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△270百万円																							
担保差入預金	△1百万円																							
現金及び現金同等物	<u>9,026百万円</u>																							
現金及び預金勘定	13,422百万円																							
有価証券勘定	21,200百万円																							
現金及び現金同等物	<u>34,622百万円</u>																							
<p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△14,844百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額172百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△1,405百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額1,405百万円が含まれております。</p>	<p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額8,571百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額32,823百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△36,070百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額34,765百万円が含まれております。</p>	<p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△19,093百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額23,647百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△26,730百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額25,425百万円が含まれております。</p>																						

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																								
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸貸借取引に係る方法を引き続き採用しております。 該当するものについては以下のとおりです。 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																								
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取得価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th><th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (工具器 具備品)</td><td>74</td><td>21</td><td>52</td></tr> <tr> <td>ソフトウ エア</td><td>22</td><td>5</td><td>17</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>96</td><td>27</td><td>69</td></tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	その他 (工具器 具備品)	74	21	52	ソフトウ エア	22	5	17	合計	96	27	69	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取得価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th><th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び運搬 具</td><td>48</td><td>11</td><td>37</td></tr> <tr> <td>その他 (工具、 器具及び 備品)</td><td>140</td><td>54</td><td>86</td></tr> <tr> <td>ソフトウ エア</td><td>26</td><td>13</td><td>13</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>215</td><td>79</td><td>136</td></tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	機械装置 及び運搬 具	48	11	37	その他 (工具、 器具及び 備品)	140	54	86	ソフトウ エア	26	13	13	合計	215	79	136	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取得価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th><th>期末残高 相当額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び運搬 具</td><td>13</td><td>1</td><td>11</td></tr> <tr> <td>その他 (工具器 具備品)</td><td>79</td><td>29</td><td>49</td></tr> <tr> <td>ソフトウ エア</td><td>22</td><td>8</td><td>14</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>115</td><td>39</td><td>75</td></tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	機械装置 及び運搬 具	13	1	11	その他 (工具器 具備品)	79	29	49	ソフトウ エア	22	8	14	合計	115	39	75
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																																							
その他 (工具器 具備品)	74	21	52																																																							
ソフトウ エア	22	5	17																																																							
合計	96	27	69																																																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																																							
機械装置 及び運搬 具	48	11	37																																																							
その他 (工具、 器具及び 備品)	140	54	86																																																							
ソフトウ エア	26	13	13																																																							
合計	215	79	136																																																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																							
機械装置 及び運搬 具	13	1	11																																																							
その他 (工具器 具備品)	79	29	49																																																							
ソフトウ エア	22	8	14																																																							
合計	115	39	75																																																							
② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 19百万円 1年超 54百万円 合計 74百万円	② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 42百万円 1年超 101百万円 合計 144百万円	② 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 24百万円 1年超 57百万円 合計 82百万円																																																								
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 13百万円 減価償却費相当額 10百万円 支払利息相当額 5百万円	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 27百万円 減価償却費相当額 22百万円 支払利息相当額 5百万円	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 29百万円 減価償却費相当額 22百万円 支払利息相当額 9百万円																																																								
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左  利息相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左  利息相当額の算定方法 同左																																																								
2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年以内 147,308百万円 1年超 8,885,656百万円 合計 9,032,964百万円	2 オペレーティング・リース取引 ① 道路資産の未経過リース料 1年以内 149,735百万円 1年超 8,735,935百万円 合計 8,885,670百万円	2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年以内 147,575百万円 1年超 8,811,883百万円 合計 8,959,458百万円																																																								

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
<p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができますとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができますとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>87百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	14百万円	1年超	72百万円	合計	87百万円	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>
1年以内	14百万円							
1年超	72百万円							
合計	87百万円							

## (有価証券関係)

前中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

		中間連結貸借対照表計上額（百万円）
(1)その他有価証券		
譲渡性預金		16,200
非上場株式		4
合計		16,204

(注) 譲渡性預金は、当中間連結会計期間末より、中間連結貸借対照表において「有価証券」として表示しております。前中間連結会計期間末は、中間連結貸借対照表において「現金及び預金」に含めて表示しております。

当中間連結会計期間末（平成20年9月30日現在）

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1)株式	94	113	18
(2)債券			
国債・地方債等	750	750	0
社債	200	205	5
その他	725	698	△26
(3)その他	23	21	△2
合計	1,794	1,787	△6

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において、時価のある有価証券のうち一部について減損処理を行い、投資有価証券評価損34百万円を計上しております。

## 2. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

		中間連結貸借対照表計上額（百万円）
(1)その他有価証券		
譲渡性預金		2,800
MMF		100
合計		2,900

前連結会計年度末（平成20年3月31日現在）

時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

		連結貸借対照表計上額（百万円）
(1)その他有価証券		
譲渡性預金		21,200
合計		21,200

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成19年9月30日）

デリバティブ取引を利用してないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末（平成20年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	その他のデリバティブ取引	561	552	△8
	合計	561	552	△8

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提出された価格によっております。

2. デリバティブが組込まれた商品であります。

3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の期首帳簿価額を表示しております。

前連結会計年度末（平成20年3月31日）

デリバティブ取引を利用してないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	90,658	—	721	91,380	—	91,380
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	—	—	—	—
計	90,658	—	721	91,380	—	91,380
営業費用	88,677	25	450	89,153	—	89,153
営業利益又は営業損失 (△)	1,981	△25	271	2,227	—	2,227

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	122,652	375	754	123,783	—	123,783
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	1	1	(1)	—
計	122,652	375	755	123,784	(1)	123,783
営業費用	122,250	475	479	123,206	(1)	123,205
営業利益又は営業損失 (△)	401	△100	276	577	—	577

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	208,202	3,882	1,493	213,578	—	213,578
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	—	—	—	—
計	208,202	3,882	1,493	213,578	—	213,578
営業費用	205,037	4,046	930	210,013	—	210,013
営業利益又は営業損失 (△)	3,165	△163	562	3,564	—	3,564

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

当社の連結子会社である阪神高速サービス株は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲受を平成19年4月1日に実施いたしました。

### 1 企業結合の理由

当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的として実施したものであります。

### 2 相手企業等の名称、取得した事業の内容

名称 社団法人阪神有料道路サービス協会

事業内容 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等

### 3 企業結合日

平成19年4月1日

### 4 企業結合の法的形式

社団法人阪神有料道路サービス協会から当社連結子会社である阪神高速サービス株に対する事業譲渡

### 5 結合後企業の名称

阪神高速サービス株

### 6 中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年4月1日から平成19年9月30日まで

### 7 取得した事業の取得原価及びその内訳

本事業譲受は無償で実施いたしました。

### 8 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳

#### 資産の額

流動資産	537百万円
固定資産	62百万円
合計	600百万円

#### 負債の額

流動負債	286百万円
------	--------

上記、譲受資産及び引受負債の差額314百万円については、企業結合に係る特定勘定として流動負債「その他」に計上しております。なお、当中間連結会計期間末における残高は136百万円であります。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

### 1 阪神高速トール大阪株の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪株は、平成20年4月1日付で、株高速道路開発、株エイチエイチエス、株ペイフレンド及び株グローワエイより、高速道路の料金収受業務に係る事業譲受を実施しております。

#### (1) 企業結合の概要

相手企業の名称	株高速道路開発、株エイチエイチエス、株ペイフレンド及び株グローワエイ
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	株高速道路開発、株エイチエイチエス、株ペイフレンド及び株グローワエイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪株に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪株

#### (2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

## 2 阪神高速トール神戸㈱の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール神戸㈱は、平成20年4月1日付で、(株)コーベックス及び㈱サナウインより、高速道路の料金収受業務に係る事業譲受を実施しております。

### (1) 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)コーベックス及び㈱サナウイン
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	(株)コーベックス及び㈱サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸㈱に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸㈱

### (2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

## 3 阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による(株)エイチエイチエス株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、(株)エイチエイチエスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月1日付、平成20年4月30日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった(株)エイチエイチエスは、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当期首より連結の範囲に含めております。

### (1) 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)エイチエイチエス
相手企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	(株)エイチエイチエスを連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	阪神高速トール大阪㈱による株式取得 平成20年4月1日 阪神高速トール神戸㈱による株式取得 平成20年4月30日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	(株)エイチエイチエス

### (2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

### (3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪㈱ 現金 5百万円

阪神高速トール神戸㈱ 現金 2百万円

### (4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれんの金額 345百万円

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

### (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針 該当事項はありません。

### (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。

4 阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱高速道路開発株式の取得  
当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱高速道路開発の発行済株式の一部を平成20年4月1日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱高速道路開発は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当期首より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱高速道路開発
相手企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	㈱高速道路開発を連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱高速道路開発

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速サービス㈱	現金	2百万円
阪神高速トール大阪㈱	現金	2百万円
阪神高速トール神戸㈱	現金	2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれんの金額	325百万円
発生原因	

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

(5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針  
該当事項はありません。

(6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名  
該当事項はありません。

5 阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱コーベックス株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱コーベックスの発行済株式の一部を平成20年4月1日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱コーベックスは、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当期首より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱コーベックス
相手企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	㈱コーベックスを連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱コーベックス

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪㈱	現金	2百万円
阪神高速トール神戸㈱	現金	2百万円

- (4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間  
 負ののれんの金額 298百万円  
 発生原因 子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。  
 償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。
- (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針  
 該当事項はありません。
- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名  
 該当事項はありません。

## 6 (株)高速道路開発の事業の譲受

(株)高速道路開発は、平成20年5月1日付で、(株)ベイフレンドより旅行事業の譲受を実施しております。

### (1) 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)ベイフレンド
取得した事業の内容	国内旅行商品及び海外旅行商品の販売
企業結合を行った主な理由	(株)ベイフレンドの解散に伴い、同社の旅行事業を譲り受けることにより、今後の業績の拡大と当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年5月1日
企業結合の法的形式	(株)ベイフレンドから当社連結子会社である(株)高速道路開発に対する事業譲渡
結合後企業の名称	(株)高速道路開発

### (2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲受を平成19年4月1日に実施いたしました。

#### 1 企業結合の理由

当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的として実施したものであります。

#### 2 相手企業等の名称、取得した事業の内容

名称 社団法人阪神有料道路サービス協会

事業内容 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等

#### 3 企業結合日

平成19年4月1日

#### 4 企業結合の法的形式

社団法人阪神有料道路サービス協会から当社連結子会社である阪神高速サービス(株)に対する事業譲渡

#### 5 結合後企業の名称

阪神高速サービス(株)

#### 6 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

#### 7 取得した事業の取得原価及びその内訳

本事業譲受は無償で実施いたしました。

8 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳

資産の額	600百万円
(主な内訳)	
流動資産	537百万円
現金及び預金	150百万円
未収金	384百万円
固定資産	62百万円
長期前払費用	27百万円
負債の額	286百万円
(主な内訳)	
流動負債	286百万円
未払金	228百万円

上記、譲受資産及び引受負債の差額314百万円については、企業結合に係る特定勘定として流動負債「その他」に計上しております。

なお、当連結会計年度末における残高は234百万円であります。

## (1 株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,273.81円 1株当たり中間純利益 128.93円 金額	1株当たり純資産額 1,363.68円 1株当たり中間純利益 72.36円 金額	1株当たり純資産額 1,291.58円 1株当たり当期純利益 146.71円 金額

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間（当期）純利益（百万円）	2,578	1,447	2,934
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間（当期）純利益 (百万円)	2,578	1,447	2,934
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)														
<p>1. 事業譲受けに関する基本合意及び重要な子会社の設立</p> <p>当社は、料金収受業務に関して、(株)高速道路開発、(株)サナワイン、(株)コーベックス、(株)エイチエイチエス及び(株)ベイフレンドとの間で、当社設立の子会社（大阪地区、神戸地区各1社）に事業譲渡する旨の基本合意書を締結いたしました。</p> <p>また、当社設立の子会社（大阪地区、神戸地区各1社）につきまして、平成19年11月28日開催の取締役会の決議に基づき、当社全額出資による100%子会社を平成19年12月10日に設立いたしました。</p> <p>(1) 事業譲受けに関する基本合意</p> <p>① 事業の譲受けの目的</p> <p>阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社設立の子会社に事業譲渡を行うことで、連結子会社化を図ることを目的としています。</p> <p>② 譲り受けの相手方の名称</p> <table border="1"> <tr> <td>大阪地区</td> <td>基本合意書締結日</td> </tr> <tr> <td>(株)高速道路開発</td> <td>平成19年11月9日</td> </tr> <tr> <td>(株)エイチエイチエス</td> <td>平成19年11月22日</td> </tr> <tr> <td>(株)ベイフレンド</td> <td>平成19年10月31日</td> </tr> </table> <p>神戸地区</p> <table border="1"> <tr> <td>神戸地区</td> <td>基本合意書締結日</td> </tr> <tr> <td>(株)コーベックス</td> <td>平成19年10月18日</td> </tr> <tr> <td>(株)サナワイン</td> <td>平成19年10月31日</td> </tr> </table> <p>③ 譲り受けの事業の内容</p> <p>高速道路の料金収受業務</p> <p>④ 譲り受けの資産・負債の額</p> <p>譲渡契約締結までの間に当事者間で協議のうえ、決定する。</p> <p>⑤ 譲受の時期</p> <p>譲渡契約締結日 未定</p> <p>譲受日 平成20年4月1日 (予定)</p>	大阪地区	基本合意書締結日	(株)高速道路開発	平成19年11月9日	(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日	(株)ベイフレンド	平成19年10月31日	神戸地区	基本合意書締結日	(株)コーベックス	平成19年10月18日	(株)サナワイン	平成19年10月31日	1.	1.
大阪地区	基本合意書締結日															
(株)高速道路開発	平成19年11月9日															
(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日															
(株)ベイフレンド	平成19年10月31日															
神戸地区	基本合意書締結日															
(株)コーベックス	平成19年10月18日															
(株)サナワイン	平成19年10月31日															

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																
<p>⑥ その他</p> <p>事業譲受けにあたっては、事業を譲渡する会社の株主総会での承認等の諸手続を経るものとする。</p> <p>(2) 重要な子会社の設立</p> <p>① 設立の目的</p> <p>料金収受業務にグループ経営を導入し、当社の同業務の一層の効率化と品質の向上を推進するため。</p> <p>② 子会社の概要</p> <p>(大阪地区)</p> <table border="1"> <tr> <td>商号</td><td>阪神高速トール大阪株</td></tr> <tr> <td>主な事業の内容</td><td>高速道路の料金収受業務</td></tr> <tr> <td>設立年月日</td><td>平成19年12月10日</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>大阪市西区立売堀1－3 －13</td></tr> <tr> <td>資本金</td><td>5,000万円</td></tr> <tr> <td>発行済株式数</td><td>1,000株</td></tr> <tr> <td>発行価額</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table> <p>(神戸地区)</p> <table border="1"> <tr> <td>商号</td><td>阪神高速トール神戸株</td></tr> <tr> <td>主な事業の内容</td><td>高速道路の料金収受業務</td></tr> <tr> <td>設立年月日</td><td>平成19年12月10日</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>神戸市中央区雲井通4－2－2</td></tr> <tr> <td>資本金</td><td>5,000万円</td></tr> <tr> <td>発行済株式数</td><td>1,000株</td></tr> <tr> <td>発行価額</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table>	商号	阪神高速トール大阪株	主な事業の内容	高速道路の料金収受業務	設立年月日	平成19年12月10日	所在地	大阪市西区立売堀1－3 －13	資本金	5,000万円	発行済株式数	1,000株	発行価額	5万円	株主構成	当社100%	商号	阪神高速トール神戸株	主な事業の内容	高速道路の料金収受業務	設立年月日	平成19年12月10日	所在地	神戸市中央区雲井通4－2－2	資本金	5,000万円	発行済株式数	1,000株	発行価額	5万円	株主構成	当社100%		
商号	阪神高速トール大阪株																																	
主な事業の内容	高速道路の料金収受業務																																	
設立年月日	平成19年12月10日																																	
所在地	大阪市西区立売堀1－3 －13																																	
資本金	5,000万円																																	
発行済株式数	1,000株																																	
発行価額	5万円																																	
株主構成	当社100%																																	
商号	阪神高速トール神戸株																																	
主な事業の内容	高速道路の料金収受業務																																	
設立年月日	平成19年12月10日																																	
所在地	神戸市中央区雲井通4－2－2																																	
資本金	5,000万円																																	
発行済株式数	1,000株																																	
発行価額	5万円																																	
株主構成	当社100%																																	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
2.	2.	<p>2. 企業結合</p> <p>(1) 阪神高速トール大阪㈱</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱は、㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから高速道路の料金収受業務について、平成20年2月27日付にて以下のとおり事業譲渡契約を締結し、当該譲受けを平成20年4月1日に実施しております。</p> <p>①企業結合の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>相手企業の名称</td><td>㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ</td></tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td><td>高速道路の料金収受業務</td></tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td><td>阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため</td></tr> <tr> <td>企業結合日</td><td>平成20年4月1日</td></tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td><td>㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡</td></tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td><td>阪神高速トール大阪㈱</td></tr> </table> <p>②取得した事業の取得原価及びその内訳</p> <table> <tr> <td>現金</td> <td>53百万円</td> </tr> </table> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳</p> <table> <tr> <td>資産の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>53百万円</td> </tr> </table>	相手企業の名称	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ	取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務	企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため	企業結合日	平成20年4月1日	企業結合の法的形式	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡	結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱	現金	53百万円	資産の額		固定資産	53百万円
相手企業の名称	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ																			
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務																			
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため																			
企業結合日	平成20年4月1日																			
企業結合の法的形式	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡																			
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱																			
現金	53百万円																			
資産の額																				
固定資産	53百万円																			

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
		<p>(2) 阪神高速トール神戸(株)      当社の連結子会社である阪神      高速トール神戸(株)は、(株)コーベ      ックス及び(株)サンナウインから高      速道路の料金収受業務につい      て、平成20年2月27日付にて以      下のとおり事業譲渡契約を締結      し、当該譲受けを平成20年4月      1日に実施しております。</p> <p>①企業結合の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>相手企業の名称</td><td>(株)コーベックス及び(株)サンナウイン</td></tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td><td>高速道路の料金収受業務</td></tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td><td>阪神高速道路の料金収受 業務にグループ経営を導 入し、同業務の一層の効 率化と業務品質の向上を 推進するため</td></tr> <tr> <td>企業結合日</td><td>平成20年4月1日</td></tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td><td>(株)コーベックス及び(株)サンナウインから当社連結子 会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲 渡</td></tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td><td>阪神高速トール神戸(株)</td></tr> </table> <p>②取得した事業の取得原価及びその内訳</p> <table> <tr> <td>現金</td> <td>21百万円</td> </tr> </table> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳</p> <table> <tr> <td>資産の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>21百万円</td> </tr> </table>	相手企業の名称	(株)コーベックス及び(株)サンナウイン	取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務	企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受 業務にグループ経営を導 入し、同業務の一層の効 率化と業務品質の向上を 推進するため	企業結合日	平成20年4月1日	企業結合の法的形式	(株)コーベックス及び(株)サンナウインから当社連結子 会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲 渡	結合後企業の名称	阪神高速トール神戸(株)	現金	21百万円	資産の額		固定資産	21百万円
相手企業の名称	(株)コーベックス及び(株)サンナウイン																			
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務																			
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受 業務にグループ経営を導 入し、同業務の一層の効 率化と業務品質の向上を 推進するため																			
企業結合日	平成20年4月1日																			
企業結合の法的形式	(株)コーベックス及び(株)サンナウインから当社連結子 会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲 渡																			
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸(株)																			
現金	21百万円																			
資産の額																				
固定資産	21百万円																			

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】  
①【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対 照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
流動資産			
現金及び預金	3,481	3,192	12,001
高速道路事業営業未収入金	11,690	14,230	18,108
未収入金	158	100	1,159
未収還付法人税等	—	28	—
有価証券	16,200	2,600	21,200
仕掛道路資産	134,076	129,703	138,270
貯蔵品	93	134	132
受託業務前払金	12,924	15,716	12,909
前払費用	111	155	15
その他	431	482	387
貸倒引当金	△32	△9	△16
流動資産合計	179,136	166,334	204,166
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	945	949	950
減価償却累計額	△87	△129	△107
建物（純額）	858	819	842
構築物	14,340	15,621	15,298
減価償却累計額	△1,736	△2,232	△1,806
構築物（純額）	12,604	13,388	13,491
機械及び装置	24,089	29,497	28,419
減価償却累計額	△4,749	△8,082	△6,275
機械及び装置（純額）	19,340	21,414	22,144
車両運搬具	490	502	502
減価償却累計額	△231	△335	△283
車両運搬具（純額）	258	166	218
工具、器具及び備品	236	245	246
減価償却累計額	△149	△175	△162
工具、器具及び備品（純額）	87	69	84
建設仮勘定	1,491	1,090	1,249
有形固定資産合計	34,640	36,951	38,030
無形固定資産			
ソフトウエア	261	364	393
その他	32	21	38
無形固定資産合計	293	386	431
高速道路事業固定資産合計	34,934	37,337	38,461

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>関連事業固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	892	133	24
減価償却累計額	△80	△101	△2
建物（純額）	812	32	21
構築物	393	437	434
減価償却累計額	△124	△178	△156
構築物（純額）	269	258	278
機械及び装置	27	19	19
減価償却累計額	△4	△6	△4
機械及び装置（純額）	23	13	15
工具、器具及び備品	78	76	62
減価償却累計額	△32	△42	△30
工具、器具及び備品（純額）	45	33	32
土地	1,283	1,276	1,276
建設仮勘定	1	33	2
有形固定資産合計	2,435	1,646	1,626
<b>関連事業固定資産合計</b>	<b>2,435</b>	<b>1,646</b>	<b>1,626</b>
<b>各事業共用固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	3,094	3,206	3,161
減価償却累計額	△293	△437	△365
建物（純額）	2,800	2,768	2,795
構築物	54	57	56
減価償却累計額	△10	△14	△12
構築物（純額）	43	43	43
車両運搬具	11	11	11
減価償却累計額	△4	△6	△5
車両運搬具（純額）	7	4	6
工具、器具及び備品	101	126	122
減価償却累計額	△20	△31	△24
工具、器具及び備品（純額）	81	94	97
土地	2,995	2,995	2,995
建設仮勘定	—	64	60
有形固定資産合計	5,928	5,972	5,999
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア	2,623	2,151	2,496
その他	17	9	6
無形固定資産合計	2,640	2,160	2,502
<b>各事業共用固定資産合計</b>	<b>8,569</b>	<b>8,132</b>	<b>8,502</b>

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	1,041	918	896
有形固定資産合計	1,041	918	896
その他他の固定資産合計	1,041	918	896
投資その他の資産			
その他の投資等	405	657	658
貸倒引当金	△62	△53	△55
投資その他の資産合計	343	603	602
固定資産合計	47,324	48,638	50,090
資産合計	※1 226,461	※1 214,973	※1 254,257
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	14,237	14,418	28,512
1年以内返済予定長期借入金	11,901	2,611	8,721
未払金	270	284	1,190
未払費用	648	547	560
未払法人税等	637	107	1,129
未払消費税等	※3 56	※3 708	138
受託業務前受金	13,123	16,051	13,009
前受金	1,987	1,107	1,470
預り金	55	53	62
賞与引当金	979	880	793
回数券払戻引当金	2,470	785	1,556
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	0	—	—
その他	74	18	62
流動負債合計	46,442	37,575	57,206
固定負債			
道路建設関係社債	※1 23,798	※1 44,230	※1 44,220
道路建設関係長期借入金	106,351	84,706	103,961
その他の長期借入金	6,527	3,916	5,222
練延税金負債	81	108	108
受入保証金	92	86	92
退職給付引当金	17,101	16,769	17,222
役員退職慰労引当金	19	30	24
ETCマイレージサービス引当金	668	725	719
その他	578	510	544
固定負債合計	155,218	151,083	172,115
負債合計	201,661	188,659	229,322

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
株主資本			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金			
資本準備金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000	10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮特別勘定積立金	119	158	158
高速道路事業別途積立金	1,921	4,758	1,921
関連事業別途積立金	3	3	3
繙越利益剰余金	2,755	1,394	2,851
利益剰余金合計	4,799	6,314	4,934
株主資本合計	24,799	26,314	24,934
純資産合計	24,799	26,314	24,934
負債・純資産合計	226,461	214,973	254,257

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>			
営業収益			
料金収入	90,074	86,959	178,356
道路資産完成高	172	32,823	23,647
その他の売上高	1	2,443	5,179
営業収益合計	90,249	122,227	207,184
営業費用			
道路資産賃借料	69,994	70,274	139,999
道路資産完成原価	172	32,823	23,647
管理費用	18,303	18,644	40,714
営業費用合計	88,470	121,742	204,361
高速道路事業営業利益	1,778	484	2,822
<b>関連事業営業損益</b>			
営業収益			
受託業務収入	—	375	3,882
駐車場事業収入	332	322	671
休憩所等事業収入	74	69	138
その他営業事業収入	51	42	136
営業収益合計	457	809	4,828
営業費用			
受託業務事業費	25	475	4,045
駐車場事業費	134	119	282
休憩所等事業費	97	116	207
その他営業事業費	58	31	117
営業費用合計	315	743	4,653
関連事業営業利益	142	66	175
全事業営業利益	1,921	551	2,997
営業外収益	※1 156	※1 200	※1 482
営業外費用	※2 123	※2 98	※2 247
経常利益	1,954	653	3,233
特別利益	※3 996	※3 754	※3 1,977
特別損失	※4 3	※4, ※5 17	※4, ※5 1,377
税引前中間純利益	2,947	1,389	3,832
法人税、住民税及び事業税	578	10	1,302
法人税等調整額	—	—	26
法人税等合計	578	10	1,329
中間純利益	2,368	1,379	2,503

## ③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>利益剰余金</b>			
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>固定資産圧縮特別勘定積立金</b>			
前期末残高	119	158	119
当中間期変動額	—	—	39
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	—	39
当中間期変動額合計	—	—	39
当中間期末残高	119	158	158
<b>高速道路事業別途積立金</b>			
前期末残高	1,176	1,921	1,176
当中間期変動額	745	2,836	745
別途積立金の積立	745	2,836	745
当中間期変動額合計	745	2,836	745
当中間期末残高	1,921	4,758	1,921
<b>関連事業別途積立金</b>			
前期末残高	3	3	3
当中間期変動額	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	3	3	3
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	1,132	2,851	1,132
当中間期変動額	—	—	△39
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	—	△745
別途積立金の積立	△745	△2,836	△745
中間純利益	2,368	1,379	2,503
当中間期変動額合計	1,623	△1,456	1,719
当中間期末残高	2,755	1,394	2,851

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	2,431	4,934	2,431
当中間期変動額			
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	2,368	1,379	2,503
当中間期変動額合計	2,368	1,379	2,503
当中間期末残高	4,799	6,314	4,934
株主資本合計			
前期末残高	22,431	24,934	22,431
当中間期変動額			
中間純利益	2,368	1,379	2,503
当中間期変動額合計	2,368	1,379	2,503
当中間期末残高	24,799	26,314	24,934
純資産合計			
前期末残高	22,431	24,934	22,431
当中間期変動額			
中間純利益	2,368	1,379	2,503
当中間期変動額合計	2,368	1,379	2,503
当中間期末残高	24,799	26,314	24,934

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。	1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左  その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。	1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左  その他有価証券 (時価のないもの) 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法  (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。  (2) 貯蔵品 主として個別法による原価法によっております。	2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。 (1) 仕掛道路資産 個別法を採用しております。  なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。  (2) 貯蔵品 主として個別法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、当中間会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 これにより損益に与える影響はありません。	2 たな卸資産の評価基準及び評価方法  (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。  (2) 貯蔵品 主として個別法による原価法によっております。
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 同左	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 同左

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当中間会計期間より耐用年数を変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>
4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。	4 _____	4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数通行券払戻引当金</p> <p>回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>(4) ハイウェイカード損失補填引当金</p> <p>ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 回数券払戻引当金</p> <p>同左</p> <p>(4)</p> <p>(5) 退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数通行券払戻引当金</p> <p>同左</p> <p>(4)</p> <p>(5) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(7) マイレージ割引引当金</p> <p>E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(7) E T Cマイレージサービス引当金 同左</p> <p>6 リース取引の処理方法</p> <p>リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(7) マイレージ割引引当金 同左</p> <p>6 リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>② 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高の計上基準</p> <p>道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>	<p>7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 同左</p>	<p>7 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号）及び「中間財務諸表等規則ガイドライン」の改正に伴い、当中間会計期間から「有価証券」として表示しております。なお、前中間会計期間末における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は19,200百万円であります。</p> <p>「前払費用」は前中間会計期間まで、流動資産の「その他」に、「未払費用」及び「預り金」は、前中間会計期間まで、流動負債の「その他」に、また、「受入保証金」は前中間会計期間まで、固定負債の「その他」に含めて表示していましたが、当中間会計期間より区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「前払費用」、「未払費用」、「預り金」及び「受入保証金」の金額は、それぞれ129百万円、475百万円、53百万円及び67百万円であります。</p>	

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
_____	_____	<p>(貸借対照表)</p> <p>譲渡性預金は、当事業年度より改正後の「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 改正平成19年7月4日）及び「金融商品会計に関するQ &amp; A」（会計制度委員会 改正平成19年11月6日）に基づき、当貸借対照表において「有価証券」として表示しております。なお、前事業年度末及び当事業年度末の譲渡性預金は、それぞれ一百万円、21,200百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債23,798百万円（額面23,900百万円）の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</p> <p>960,400百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</p> <p>17,078百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が1,405百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債44,230百万円（額面44,400百万円）の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</p> <p>741,200百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</p> <p>19,344百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い</p> <p>同左</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債44,220百万円（額面44,400百万円）の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</p> <p>750,600百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。</p> <p>(独) 日本高速道路保有・債務返済機構</p> <p>18,281百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が3,687百万円減少しております。</p> <p>※3</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 72百万円 受取利息 4百万円 有価証券利息 26百万円 土地物件貸付料 0百万円 原因者負担金収入 5百万円 なお、譲渡性預金に係る利息（当中間会計期間26百万円、前中間会計期間24百万円）は、従来「受取利息」に含めておりましたが、「中間財務諸表等規則ガイドライン」の改正により、譲渡性預金は有価証券に含めるものとされたことに伴い、当該利息を「有価証券利息」に含めています。	※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 110百万円 有価証券利息 30百万円 受取利息 6百万円 土地物件貸付料 23百万円 原因者負担金収入 3百万円 寄付金収入 11百万円	※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 76百万円 受取利息 13百万円 有価証券利息 62百万円 土地物件貸付料 47百万円 原因者負担金収入 13百万円 寄付金収入 203百万円																												
※2 営業外費用の主要項目 支払利息 85百万円 ハイウェイカード払戻 損失 4百万円	※2 営業外費用の主要項目 支払利息 82百万円 ハイウェイカード払戻 損失 1百万円	※2 営業外費用の主要項目 支払利息 178百万円 ハイウェイカード払戻 損失 6百万円																												
※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地) 193百万円 回数通行券払戻引当金 戻入益 802百万円	※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地) 0百万円 回数券払戻引当金戻入額 753百万円	※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地) 280百万円 回数通行券払戻引当金 戻入益 1,696百万円																												
※4 特別損失の主要項目 固定資産除却費(機械装置) 2百万円 固定資産売却損(土地) 0百万円	※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損(構築物) 0百万円 固定資産除却費(構築物等) 0百万円 減損損失 17百万円	※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損(土地等) 17百万円 固定資産除却費 146百万円 減損損失 1,132百万円 仕掛道路資産修正損 80百万円																												
※5	※5 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 <table border="1"><thead><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr></thead><tbody><tr><td>休憩所施設(関連事業固定資産)</td><td>建物 工具、器具及び備品</td><td>神戸市中央区</td><td>14百万円 2百万円 17百万円</td></tr><tr><td>(合計)</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設(関連事業固定資産)	建物 工具、器具及び備品	神戸市中央区	14百万円 2百万円 17百万円	(合計)				※5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 <table border="1"><thead><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr></thead><tbody><tr><td>休憩所施設(関連事業固定資産)</td><td>建物 工具、器具及び備品</td><td>大阪府泉大津市ほか 土地</td><td>968百万円 13百万円 6百万円 (小計) 988百万円</td></tr><tr><td>遊休不動産(その他の固定資産)</td><td>土地</td><td>大阪市阿倍野区ほか</td><td>144百万円</td></tr><tr><td>(合計)</td><td></td><td></td><td>1,132百万円</td></tr></tbody></table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設(関連事業固定資産)	建物 工具、器具及び備品	大阪府泉大津市ほか 土地	968百万円 13百万円 6百万円 (小計) 988百万円	遊休不動産(その他の固定資産)	土地	大阪市阿倍野区ほか	144百万円	(合計)			1,132百万円
用途	種類	場所	計上額																											
休憩所施設(関連事業固定資産)	建物 工具、器具及び備品	神戸市中央区	14百万円 2百万円 17百万円																											
(合計)																														
用途	種類	場所	計上額																											
休憩所施設(関連事業固定資産)	建物 工具、器具及び備品	大阪府泉大津市ほか 土地	968百万円 13百万円 6百万円 (小計) 988百万円																											
遊休不動産(その他の固定資産)	土地	大阪市阿倍野区ほか	144百万円																											
(合計)			1,132百万円																											
	(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。 ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。 ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。 ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。	(資産のグルーピング) 同左																												

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
	<p>(減損損失を認識するに至った経緯)            休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなつた休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)            使用価値をもつて回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となつた資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>	<p>休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 同左</p>												
<p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,040百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>474百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,040百万円	無形固定資産	474百万円	<p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,435百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>499百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,435百万円	無形固定資産	499百万円	<p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,208百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>941百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	4,208百万円	無形固定資産	941百万円
有形固定資産	2,040百万円													
無形固定資産	474百万円													
有形固定資産	2,435百万円													
無形固定資産	499百万円													
有形固定資産	4,208百万円													
無形固定資産	941百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
(借主側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(借主側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸貸借取引に係る方法を引き続き採用しております。 該当するものについては以下のとおりです。 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(借主側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共 用工具器 具備品</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>各事業共 用ソフト ウェア</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>11</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	各事業共 用工具器 具備品	24	6	18	各事業共 用ソフト ウェア	22	5	17	合計	47	11	35	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共 用工具器 具備品</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>各事業共 用ソフト ウェア</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	各事業共 用工具器 具備品	24	12	12	各事業共 用ソフト ウェア	22	11	11	合計	47	23	23	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共 用工具器 具備品</td> <td>24</td> <td>9</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>各事業共 用ソフト ウェア</td> <td>22</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>17</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	各事業共 用工具器 具備品	24	9	15	各事業共 用ソフト ウェア	22	8	14	合計	47	17	29
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																															
各事業共 用工具器 具備品	24	6	18																																															
各事業共 用ソフト ウェア	22	5	17																																															
合計	47	11	35																																															
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																															
各事業共 用工具器 具備品	24	12	12																																															
各事業共 用ソフト ウェア	22	11	11																																															
合計	47	23	23																																															
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																															
各事業共 用工具器 具備品	24	9	15																																															
各事業共 用ソフト ウェア	22	8	14																																															
合計	47	17	29																																															
② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 10百万円 1年超 28百万円 合計 39百万円	② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 12百万円 1年超 16百万円 合計 28百万円	② 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 11百万円 1年超 22百万円 合計 34百万円																																																
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 9百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 4百万円	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 9百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 3百万円	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 18百万円 減価償却費相当額 11百万円 支払利息相当額 8百万円																																																
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左  利息相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左  利息相当額の算定方法 同左																																																
2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年以内 147,308百万円 1年超 8,885,656百万円 合計 9,032,964百万円	2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年以内 149,735百万円 1年超 8,735,935百万円 合計 8,885,670百万円	2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年以内 147,575百万円 1年超 8,811,883百万円 合計 8,959,458百万円																																																

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるときとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなつた場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成19年9月30日）

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末（平成20年9月30日）

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末（平成20年3月31日）

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,239.98円	1株当たり純資産額 1,315.72円	1株当たり純資産額 1,246.74円
1株当たり中間純利益 118.42円 金額	1株当たり中間純利益 68.98円 金額	1株当たり当期純利益 125.19円 金額

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	2,368	1,379	2,503
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	2,368	1,379	2,503
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)														
<p>1. 事業譲受けに関する基本合意及び重要な子会社の設立</p> <p>当社は、料金収受業務に関して、(株)高速道路開発、(株)サナワイン、(株)コーベックス、(株)エイチエイチエス及び(株)ベイフレンドとの間で、当社設立の子会社（大阪地区、神戸地区各1社）に事業譲渡する旨の基本合意書を締結いたしました。</p> <p>また、当社設立の子会社（大阪地区、神戸地区各1社）につきまして、平成19年11月28日開催の取締役会の決議に基づき、当社全額出資による100%子会社を平成19年12月10日に設立いたしました。</p> <p>(1) 事業譲受けに関する基本合意</p> <p>① 事業の譲受けの目的</p> <p>阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社設立の子会社に事業譲渡を行うことで、連結子会社化を図ることを目的としています。</p> <p>② 譲り受けの相手方の名称</p> <table border="1"> <tr> <td>大阪地区</td> <td>基本合意書締結日</td> </tr> <tr> <td>(株)高速道路開発</td> <td>平成19年11月9日</td> </tr> <tr> <td>(株)エイチエイチエス</td> <td>平成19年11月22日</td> </tr> <tr> <td>(株)ベイフレンド</td> <td>平成19年10月31日</td> </tr> </table> <p>神戸地区</p> <table border="1"> <tr> <td>神戸地区</td> <td>基本合意書締結日</td> </tr> <tr> <td>(株)コーベックス</td> <td>平成19年10月18日</td> </tr> <tr> <td>(株)サナワイン</td> <td>平成19年10月31日</td> </tr> </table> <p>③ 譲り受けの事業の内容</p> <p>高速道路の料金収受業務</p> <p>④ 譲り受けの資産・負債の額</p> <p>譲渡契約締結までの間に当事者間で協議のうえ、決定する。</p> <p>⑤ 譲受の時期</p> <p>譲渡契約締結日 未定</p> <p>譲受日 平成20年4月1日 (予定)</p>	大阪地区	基本合意書締結日	(株)高速道路開発	平成19年11月9日	(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日	(株)ベイフレンド	平成19年10月31日	神戸地区	基本合意書締結日	(株)コーベックス	平成19年10月18日	(株)サナワイン	平成19年10月31日	1.	1.
大阪地区	基本合意書締結日															
(株)高速道路開発	平成19年11月9日															
(株)エイチエイチエス	平成19年11月22日															
(株)ベイフレンド	平成19年10月31日															
神戸地区	基本合意書締結日															
(株)コーベックス	平成19年10月18日															
(株)サナワイン	平成19年10月31日															

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																
<p>⑥ その他</p> <p>事業譲受けにあたっては、事業を譲渡する会社の株主総会での承認等の諸手続を経るものとする。</p> <p>(2) 重要な子会社の設立</p> <p>① 設立の目的</p> <p>料金収受業務にグループ経営を導入し、当社の同業務の一層の効率化と品質の向上を推進するため。</p> <p>② 子会社の概要</p> <p>(大阪地区)</p> <table border="1"> <tr> <td>商号</td><td>阪神高速トール大阪株</td></tr> <tr> <td>主な事業の内容</td><td>高速道路の料金収受業務</td></tr> <tr> <td>設立年月日</td><td>平成19年12月10日</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>大阪市西区立売堀1－3 －13</td></tr> <tr> <td>資本金</td><td>5,000万円</td></tr> <tr> <td>発行済株式数</td><td>1,000株</td></tr> <tr> <td>発行価額</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table> <p>(神戸地区)</p> <table border="1"> <tr> <td>商号</td><td>阪神高速トール神戸株</td></tr> <tr> <td>主な事業の内容</td><td>高速道路の料金収受業務</td></tr> <tr> <td>設立年月日</td><td>平成19年12月10日</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>神戸市中央区雲井通4－2－2</td></tr> <tr> <td>資本金</td><td>5,000万円</td></tr> <tr> <td>発行済株式数</td><td>1,000株</td></tr> <tr> <td>発行価額</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table>	商号	阪神高速トール大阪株	主な事業の内容	高速道路の料金収受業務	設立年月日	平成19年12月10日	所在地	大阪市西区立売堀1－3 －13	資本金	5,000万円	発行済株式数	1,000株	発行価額	5万円	株主構成	当社100%	商号	阪神高速トール神戸株	主な事業の内容	高速道路の料金収受業務	設立年月日	平成19年12月10日	所在地	神戸市中央区雲井通4－2－2	資本金	5,000万円	発行済株式数	1,000株	発行価額	5万円	株主構成	当社100%		
商号	阪神高速トール大阪株																																	
主な事業の内容	高速道路の料金収受業務																																	
設立年月日	平成19年12月10日																																	
所在地	大阪市西区立売堀1－3 －13																																	
資本金	5,000万円																																	
発行済株式数	1,000株																																	
発行価額	5万円																																	
株主構成	当社100%																																	
商号	阪神高速トール神戸株																																	
主な事業の内容	高速道路の料金収受業務																																	
設立年月日	平成19年12月10日																																	
所在地	神戸市中央区雲井通4－2－2																																	
資本金	5,000万円																																	
発行済株式数	1,000株																																	
発行価額	5万円																																	
株主構成	当社100%																																	

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第3期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

平成20年6月27日  
近畿財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度（第2期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の  
有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

平成20年5月8日  
近畿財務局長に提出

(3) 有価証券届出書の訂正届出書

いずれも平成20年2月6日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

平成20年5月8日  
平成20年6月11日  
近畿財務局長に提出

(4) 半期報告書の訂正報告書

いずれも事業年度（第3期中）（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）  
の半期報告書に係る訂正報告書であります。

平成20年5月8日  
平成20年6月11日  
近畿財務局長に提出

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

### **第1【保証会社情報】**

該当事項はありません。

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第2回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

- （注）1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徵収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

銘柄	発行年月日	発行価額の総額	上場金融商品取引所又は登録許可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成19年3月15日	50億円	非上場
阪神高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成20年2月28日	100億円	非上場

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

## 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成20年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成20年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成 平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。
- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| I 資本金                      | 4,728,074百万円 |
| 政府出資金                      | 3,567,622百万円 |
| 地方公共団体出資金                  | 1,160,452百万円 |
| II 資本剰余金                   | 847,500百万円   |
| 資本剰余金                      | 31百万円        |
| 日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金 | 850,932百万円   |
| 損益外減価償却累計額                 | △1,403百万円    |
| 損益外減損損失累計額                 | △2,061百万円    |
| III 利益剰余金                  | 836,208百万円   |
| 資本合計                       | 6,411,783百万円 |
- 機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。
- 機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。
- ⑥ 事業の内容
- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け  
(ii) 承継債務の返済（返済のための借り入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

### 第3 【指標等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 阿部 修二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 由佳 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井 俊介 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 修二 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 阿部 修二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 由佳 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井 俊介 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 修二 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年1月30日

【中間会計期間】 第4期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

【会社名】 阪神高速道路株式会社

【英訳名】 Hanshin Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木下 博夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

【電話番号】 06-6252-8121（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 藤井 正和

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

【電話番号】 06-6252-8121（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 藤井 正和

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年12月26日に提出いたしました第4期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）半期報告書の記載事項について、記載内容が不十分であるなど訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 経営上の重要な契約等

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

2 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

第二部 提出会社の保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

3 繼続開示会社に該当しない当該会社に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

## 第2 【事業の状況】

### 4 【経営上の重要な契約等】

株式譲渡契約

(訂正前)

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱は、㈱エイチエイチエス、㈱高速道路開発及び㈱コーベックスの株式の譲受けのための譲渡契約を各々の株主と締結し、株式を取得しました。

株式譲渡の概要は次のとおりであります。

① 株式取得の目的

料金収受業務に関連ある会社の株式を取得して連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値向上を図るためであります。

② 株式取得日、株式取得の相手会社の名称

取得会社	被取得会社	相手会社	取得日
阪神高速サービス(株)	(株)高速道路開発	(株)グローワエイ	平成20年4月1日
阪神高速トール大阪(株)	(株)エイチエイチエス	三井生命保険(株)	平成20年4月1日
	(株)高速道路開発	(株)損害保険ジャパン	平成20年4月1日
	(株)コーベックス	(株)ペイフレンド、(株)エイチエイチエス	平成20年4月1日
阪神高速トール神戸(株)	(株)エイチエイチエス	キンキ道路(株)	平成20年4月30日
	(株)高速道路開発	日本興亜損害保険(株)	平成20年4月1日
	(株)コーベックス	(株)グローワエイ、(株)エイチエイチエス	平成20年4月1日

(訂正後)

当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)は、(株)エイチエイチエス、(株)高速道路開発及び(株)コーベックスの株式の譲受けのための譲渡契約を各々の株主と締結し、株式を取得しました。

なお、当該譲渡契約に基づく株式取得により(株)エイチエイチエス、(株)高速道路開発及び(株)コーベックスに対する持分比率が増加し、中間決算日において「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第52号 改正平成20年9月2日）に基づき、中間連結財務諸表に与える重要性が増したと判断したため、(株)エイチエイチエス、(株)高速道路開発及び(株)コーベックスについては、当期首より連結の範囲に含めております。

株式譲渡の概要は次のとおりであります。

① 株式取得の目的

料金収受業務に関連ある会社の株式を取得して連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値向上を図るためであります。

② 契約締結日、株式取得日、株式取得の相手会社の名称

取得会社	被取得会社	相手会社	契約締結日	取得日
阪神高速サービス(株)	(株)高速道路開発	(株)グローワエイ	平成20年4月1日	平成20年4月1日
阪神高速トール大阪(株)	(株)エイチエイチエス	三井生命保険(株)	平成20年4月1日	平成20年4月4日
	(株)高速道路開発	(株)損害保険ジャパン	平成20年3月31日	平成20年4月1日
	(株)コーベックス	(株)ペイフレンド	平成20年3月31日	平成20年4月1日
		(株)エイチエイチエス	平成20年3月31日	平成20年4月1日
阪神高速トール神戸(株)	(株)エイチエイチエス	キンキ道路(株)	平成20年4月7日	平成20年4月22日
	(株)高速道路開発	日本興亜損害保険(株)	平成20年3月31日	平成20年4月1日
	(株)コーベックス	(株)グローワエイ	平成20年4月7日	平成20年4月10日
		(株)エイチエイチエス	平成20年4月7日	平成20年4月30日

## 第5 【経理の状況】

### 1 【中間連結財務諸表等】

#### (1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

(訂正前)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械設備及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(以下省略)</p>	建物及び構築物	5～60年	機械設備及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>同左</p>
建物及び構築物	5～60年							
機械設備及び運搬具	5～17年							
その他	5～10年							

(訂正後)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(以下省略)</p>	建物及び構築物	5～60年	機械装置及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>同左</p>
建物及び構築物	5～60年							
機械装置及び運搬具	5～17年							
その他	5～10年							

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

(訂正前)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 5～60年</p> <p>機械装置 5～17年</p> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>同左</p>

(訂正後)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 5～60年</p> <p>機械装置 5～17年</p> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 5～60年</p> <p>機械及び装置 5～17年</p> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 5～60年</p> <p>機械装置 5～17年</p> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(以下省略)</p>

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

(訂正前)

##### ⑤ 資本金及び資本構成

平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I	資本金	4,728,074百万円
	政府出資金	3,567,622百万円
	地方公共団体出資金	1,160,452百万円
II	資本剰余金	847,500百万円
	資本剰余金	31百万円
	日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
	損益外減価償却累計額	△1,403百万円
	損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III	利益剰余金	836,208百万円
	<u>資本合計</u>	6,411,783百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

(訂正後)

##### ⑤ 資本金及び資本構成

平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I	資本金	4,728,074百万円
	政府出資金	3,567,622百万円
	地方公共団体出資金	1,160,452百万円
II	資本剰余金	847,500百万円
	資本剰余金	31百万円
	日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
	損益外減価償却累計額	△1,403百万円
	損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III	利益剰余金	836,208百万円
	<u>純資産合計</u>	6,411,783百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本有価証券届出書により募集を予定している阪神高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（以下「本社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については、前記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第3期）「第一部 企業情報 第2事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析（1）財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- （注）1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。  
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。  
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

#### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

##### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

有価証券届出書提出日（平成21年2月4日）現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

④ 役員

機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、有価証券届出書提出日（平成21年2月4日）現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I	資本金	4,728,074百万円
	政府出資金	3,567,622百万円
	地方公共団体出資金	1,160,452百万円
II	資本剰余金	847,500百万円
	資本剰余金	31百万円
	日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
	損益外減価償却累計額	△1,403百万円
	損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III	利益剰余金	836,208百万円
	純資産合計	6,411,783百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務

- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第3期）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については同「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

### 第3 【指標等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

